

平成19年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成19年9月27日 午前10時00分 開会
午後 4時56分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3 . 出席議員18名	1番	山下和弥	2番	朝岡佐一郎
	3番	西井覚	4番	藤井本浩
	5番	吉村優子	6番	阿古和彦
	7番	川辺順一	8番	川西茂一
	9番	寺田惣一	10番	下村正樹
	11番	岡島辰雄	12番	野志昭
	13番	西川弥三郎	14番	南要
	15番	亀井一二三	16番	高井悦子
	17番	白石栄一	18番	石井文司

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新 之 助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田孝彦 書記 中嶋卓也
書記 井上理恵

6. 会議録署名議員 7番 川 辺 順 一 11番 岡 島 辰 雄

7. 議事日程

日程第 1	認第 1 号	平成18年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第 2	認第 2 号	平成18年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第 3	認第 3 号	平成18年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
日程第 4	認第 4 号	平成18年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
日程第 5	認第 5 号	平成18年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 6	認第 6 号	平成18年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
日程第 7	認第 7 号	平成18年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
日程第 8	認第 8 号	平成18年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
日程第 9	認第 9 号	平成18年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
日程第10	認第 10 号	平成18年度葛城市水道事業会計決算の認定について
日程第11	議第 31 号	平成19年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
日程第12	議第 32 号	平成19年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
日程第13	議第 33 号	平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
日程第14	発議第 5 号	議員定数検討のための特別委員会の設置について
日程第15	発議第 6 号	葛城市議会改革のための特別委員会の設置について
日程第16	発議第 7 号	永住外国人住民の地方選挙権確立に関する意見書について
日程第17	発議第 8 号	いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書について
日程第18	発議第 9 号	森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について
日程第19	発議第 10 号	割賦販売法の改正を求める意見書について
日程第20	発議第 11 号	自転車の盗難被害を防止する取り組みに関する決議について
日程第21	一般質問	

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	2	朝 岡 佐一郎	1．平成18年度決算より、今後の行財政について	市 長
			2．公共施設の耐震化について	市 長 各担当部長
			3．消費者相談、法律相談の拡充について	市 長 担当部長
2	8	川 西 茂 一	1．ジェネリック医薬品啓発の状況について	担当部長
			2．災害時の対策について	担当部長
			3．市内公共バスの利用状況について	担当部長
3	1	山 下 和 弥	1．公共バスの運行について	市 長 企画部長
			2．こどもの安全対策について	教育長
4	5	吉 村 優 子	1．緊急時医療体制について	担当部長 市 長
			2．山麓霊苑へのバス運行について	担当部長 市 長
5	16	高 井 悦 子	1．産廃最終処分場建設問題について	担当部長 市 長
			2．後期高齢者医療制度について	市 長
6	6	阿 古 和 彦	1．学校給食について	教育部長 教育長
7	17	白 石 栄 一	1．水害に強いまちづくりをめざして	担当部長 市 長
			2．平成18年度の工事請負等の入札結果について	担当部長 副市長

開 会 午前１０時００分

野志議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第３回葛城市議会定例会第２日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ご報告申し上げます。

去る９月14日、議員提出議案が議長に提出されました。それを受け、18日に議会運営委員会を開催願い、その取り扱い、審議方法について協議を願っておりますので、運営委員長から報告願います。

６番、阿古和彦君。

阿古議会運営委員長 去る９月14日に議長に議員提出議案が提出されましたので、その取り扱いについて、９月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

議員提出議案については、申し合わせにより原則として定例会前の議会運営委員会までに提出することになっておりますので、まずは本定例会に上程するか、12月定例会に上程するかについて協議いたしました。その結果、事前にわかっているものについては議会運営委員会までに提出するものとし、議運後にあっても議員の議案提出権は認めるべきであるということになりましたので、この議案については本定例会に上程することといたします。

次に、上程日程及び審議方法でございますが、本会議２日目の本日、一般質問の前に上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をいたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解をお願いいたします。

野志議長 お諮りいたします。

議案の取り扱い並びに審議方法等について、ただいま運営委員長から報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第１、認第１号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、西川弥三郎君。

西川決算特別委員長 去る11日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第１号から認第10号までの10議案につきまして、19日から21日までの３日間にわたり当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、認第1号についてであります。

質疑に入り、歳出の議会費では、議長交際費が前年度決算額より減額となっているが、どのような点で削減に努められたかという質問に対し、大きくは弔電を弔慰文に変えさせていただいたということと、祝電等を費用の安いインターネットに変え、庁舎の電話代からの支出になったためであるという答弁がありました。

総務費では、職員採用試験のことで、集中改革プランの中で採用計画は6人となっていたが、実際には21人の採用人数となった理由についてという質問に対し、合併当時、退職者の3分の2の人数を採用することになっていたが、合併後、定年退職以外に自己都合や勧奨で退職される人数が予想以上にふえたためであるという答弁があり、また、定員管理の適正化の削減目標について基準はあるのかとの質問に対し、全体の定数の問題があり、類似団体や県内の市の状況との比較などを行い、画一的にはいれないが、あらゆる面から比較をして定数のあり方を考えていきたいという答弁がありました。

民生費では、シルバー人材センターの現状及び市内の定年退職された方で、企業等いろいろな経験をされた人や資格を持っている人の活用についてという質問に対し、現在の会員数は207人で、保険金やいろいろな費用の問題があり、できるだけ現場で従事してもらえ人を募集しているが、団塊の世代の人材はなかなか集まらない現状であり、公共の業務だけでなく、民間など、いろいろな方面に就労の場を広げていきたいという答弁があり、また、利便性が高く、入所児童の多い磐城第二保育所の改築等、今後の展望についてという質問に対し、条例改正で定員を90名から120名にふやしたが、近隣に新しい住宅等が増加していることや施設の老朽化の問題もあり、新市建設計画にも組まれている事業であるので、内部で検討しているところであるという答弁がありました。

衛生費では、健康管理システムの利用方法及び成果についての質問に対し、個人の健診歴のデータを入力し、次年度の健診の参考にしたり、栄養面のチェック等の事後指導に利用しており、成果の一例としては予防接種に伴う法改正がよく行われるので、接種歴のデータを参考に該当児童に漏れなく速やかに報告や通知ができ、非常に活用しやすいとの評価があるという答弁がありました。

また、焼却残灰等運搬処分委託料の予算額に対する執行率が49.4%となっている理由についてという質問に対し、旧當麻町側の委託料について、18年度予算は17年度の実績を見て計上したものであり、今までは随意契約していたものを最低制限価格も入れた競争入札をしたことにより、低額の単価となったことによるという答弁がありました。また、塵芥処理費全体の委託料が非常に大きな金額であり、今後の経費節減にどのように取り組んでいくのかという質問に対し、合併後、減額できるものはないか検討しており、19年度の委託料についてすべての業者と交渉しており、その成果は決算で出てくるものと考えているという答弁がありました。

農林商工費では、代位弁済の回収方法についての質問に対し、市の代位弁済額は損害額の20%であり、保証協会が回収した額の20%が市へ戻されるという答弁がありました。

土木費では磯壁新在家線の竣工がおくれた理由についての質問に対し、工事の見通しが

甘かったという答弁があり、関連して業者への処分についての質問に対し、業者からは文書の提出、そして建設業協会に申し入れをし、協会から全業者に通達を出していただいたという答弁がありました。

消防費では、救急において、現場から搬送する病院が決まるまでかなり時間がかかっているが対策はないのかという質問に対し、県の医務課において、9月14日より病院連携システム係を新設されたという答弁がありました。また、市内妊産婦の搬送についての質問では、たらい回しは起こっていないという答弁がありました。

教育費では、いじめ・不登校の状況についての質問に対し、平成18年度、学校が認知しているいじめは小学校で20件、中学校で14件あったが、現在すべて解消している。不登校では率にして、小学校で0.52、中学校で2.24であるという答弁があり、関連して小学校の不登校が全国平均を上回っており、その対応についての質問に対し、重く受けとめており、適応指導教室の一層の充実を図っていきたいという答弁がありました。

歳入では、市税において不納欠損額が多額になっている理由についての質問に対し、他市に比べ今までは余り不納欠損処分をしてこなかったが、収納課ができ、精査した結果、5年の時効分を中心に処分させていただいた。今後も悪質なものについては差し押さえもしながら、収納率の向上を図っていきたいという答弁がありました。

総括では、財政的に体力のある間に思い切った改革をするときではという質問に対し、まず、合併が大きな改革の一つだったが、合併後も委員会をつくってもらい計画もでき上がったが、逐次見直して改革をしなければならないものはしていけないといけないという答弁がありました。

賛成と反対、両方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号についてであります。

質疑に入り、当初予算時に2億4,000万円が法定外繰入金として上がっていたが、今回、繰り入れせずに、一般会計に繰り戻した理由はとの質問に対し、18年度決算が歳入では税率改正と収納対策の強化による税収が増加し、歳出では療養給付費の減少等の要因で実質黒字という結果になったためという答弁があり、また、関連して保険給付費の予算額と決算額の大きな開きの主な原因はとの質問に対し、診療報酬の改定と景気回復による国保加入者が当初見込みより伸びなかったことが主な原因と考えられ、その結果、当初見込んでいた一般会計からの繰り入れはせずに済んだという答弁がありました。

賛成と反対、両方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号についてであります。

若干の質疑と、賛成と反対の両方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号についてであります。

質疑に入り、介護保険料普通徴収の収納率が年々下がり、滞納がふえていることについ

ての対策はの質問に対し、保険料の段階をふやし、低所得者に対する軽減的措置をとっているが、加えて滞納整理等で生活実態を把握した上で、分納相談というような形で弾力的に対応していきたいという答弁がありました。

賛成と反対、両方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号についてであります。

質疑に入り、集落から離れた家の下水道対策はの質問に対し、他と同じように下水道につなぐのが一番いいと思うが、財政的な部分もあるので、理事者とも相談しながら考えていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第6号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号についてであります。

質疑に入り、18年度決算が9,000万円を超える黒字になった要因はの質問に対し、天候的にも渇水という状況がなかったということもあり、ポンプの動力費、薬品費等の支出を少なく抑えられたことが要因と考えられるという答弁があり、また、今後の原水確保について、その見通しはという質問に対し、関係大字、山間地域の方々の協力を得ながら、職員の現場での取水確保への努力と、西山の整備については市全体の問題として関係機関との連携を図っていく必要があるという答弁がありました。

賛成と反対、両方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほか、各委員から活発な質疑がされ、多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

野志議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石栄一君。

白石議員 認第1号の平成18年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

小泉政権の6年間は構造改革の名のもとで、大企業の利益追求最優先、弱肉強食の経済路線のもとで、大企業、大銀行はバブル期を超える史上空前の利益を上げる一方で、国民には年金制度の改悪や定率減税の半減、廃止、老年者控除の廃止、消費税の免税点の引き下げによって10兆6,200億円もの負担が押しつけられました。

さらに、平成18年度政府予算に盛り込まれた定率減税の縮減廃止や医療保険制度の大改悪によって3兆円もの国民負担が強行され、医療難民や介護難民、幾ら働いても生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアが社会問題になるなど、貧困と格差が一層拡大をいたしました。その上に地方財政に大きな影響を与えた三位一体の改革や地方財政対策によって、国庫補助負担金は平成18年度で1兆8,668億円が廃止、縮減され、そのうち1兆2,375億円が税源移譲されました。

この結果、三位一体改革の3年間で平成15年度に前倒しで実施された分も含めると、補助金の削減総額は5兆2,000億円に達しました。これに対する財源対策は所得譲与税で3兆円、交付金で8,000億円、合わせて3兆8,000億円にすぎず、差し引き1兆3,000億円近い地方財源が削られたことになるのであります。地方交付税では平成18年度に実際に配分された額で9,906億円の減額と交付税の振りかえ措置であります臨時財政対策債の3,151億円の減額を合わせますと1兆3,065億円が削減され、この3年間で約5兆1,000億円減らされました。

一方、この3年間の地方税収は2兆4,000億円ふえていますので、この分を差し引きますと2兆7,000億円もの財源が削られたことになります。平成18年度でひとまず決着をした三位一体改革の結果は、結局、地方自治体にとっては自由と裁量が広がらず、財政悪化がさらに進み、住民にとっては負担の増大とサービス後退の不安を広げることになったのであります。地方分権の推進は全く看板倒れと言わなければなりません。この三位一体改革を真の地方分権が推進できるとの考えに固執をする市長の姿勢は容認できないものであります。

地方財政対策では、平成18年度も5兆7,044億円の通常収支の不足が生じました。総務省も認めているように、平成8年以降、11年連続をして地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の不足が生じる事態となっています。法の規定に基づき、交付税率の引き上げや抜本的な制度改革を行い、地方の財源を保障すべきであります。

葛城市の平成18年度一般会計の当初予算は、平成17年度に引き続き多額の財源不足が生

じ、財政調整基金や減債基金等から14億4,750万円もの繰り入れ等によって収支のバランスを確保いたしました。幸いにして、本決算では基金からの繰り入れは4億4,000万円程度に圧縮することができましたが、近年の財源不足の増大は財政需要がふえるもとで三位一体の改革による地方交付税や国庫補助負担金の削減が大きな原因になっていることは明白であります。

平成18年度の個人住民税は定率減税の半減で6,600万円の増税、老年者控除の廃止で3,600万円もの増税になりました。史上空前の大もうけをしている大企業の法人税の定率減税は継続をしておきながら、収入が減り続けている市民に重い負担が押しつけられたのであります。とりわけ高齢者、年金生活者の負担増は深刻であります。

固定資産税は土地に係る調定額で8億179万円、前年比マイナスの3.55%と前年度を初めて下回りましたが、地価公示価格が15年連続して下落をしているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されておりません。不当な公示価格の7割評価、地価の大幅な下落や住民生活の実態が反映されない現行の課税措置は認めがたいものであります。

次に、不納欠損についてであります。

平成18年度決算において、個人住民税の4,206万円を初め、固定資産税で5,278万円、軽自動車税で157万円など、合わせて9,658万円が不納欠損として認定され、処分されています。それぞれ法令の根拠に基づくものと考えますが、その中身が十分精査され、今後の収納事務に生かされなければなりません。不納欠損の内訳を見ますと、消滅時効が8,874万円と、全体の92%を占めています。消滅時効とは一定期間、自己の権利を行使しないものの権利を奪うための制度であります。地方自治体の場合であれば5年間、その権利の行使を行わなかったとき、徴収権は時効により消滅することになるのであります。普通債権の10年からすれば、半分の期間で時効となるのであります。これらのことからして、日々の滞納繰越分等に対する収納事務が適正に執行されてきたのか反省し、いま一度、点検整理され、法令の適正な適用と市民の暮らしの実態に基づいた取り組みを求めたいと思います。

多額の不納欠損処分等により、滞納繰越額は5億2,580万円と前年より9,400万円減りましたが、市税の収納率は98%台を維持するのが精いっぱいですので、毎年8,000万円を超える滞納が新たに発生することになります。今回、頑張ったと言える市税の滞納繰越分の収納率が12.5%、収納額が7,700万円ですから、このままでは滞納はふえ続けることになります。事前の対策が必要ではないでしょうか。市民の暮らしの実態が反映される具体的な収入基準を明確にした葛城市独自の減免制度等をつくるべきではないでしょうか。

次に、寄附金を初め、住民負担の問題についてであります。

防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1に当たる防火水槽設置寄附金187万2,000円の地元負担、ホースや消火器などの設置費用にかかる3分の2の地元負担金の廃止を求めます。住民の安全や健康、福祉を守り、充実することは、地方自治体の本来の責務であり、市の責任で率先して整備されるべきであります。地方財政法第4条の5、割り当てる寄附金の禁止の規定に照らしても、寄附金の名目で地元負担を徴収することは認められないもので

あります。

次に、防犯及び交通安全対策についてであります。

旧當麻町では全額公費負担だったにもかかわらず、街灯の設置や修理に対する2分の1の負担が行われています。サービスは高く、負担は低くの約束を裏切るもので、認めることはできません。早急な改善を求めます。

次に、人権行政についてであります。

平成14年度から人権啓発費や人権教育が施策として登場し、同和対策協議会や同和教育推進協議会などの看板を同和から人権へと一斉に書きかえられました。国の同和対策事業の終結によるものですが、中身はなお国民、市民の間には差別意識が強いとの根拠があいまいな認識のもとで、同和啓発教育を引き続き人権啓発教育の中で強調し、特別な位置づけを行い、市民に押しつけています。人類の多年にわたる自由獲得の成果によって手にした人権が、日本国憲法に明記されている意義は、何よりも国に対して国家権力による人権侵害を抑制することであり、侵すことのできない永久の権利として人権を尊重し、養護することを国に義務づけたものであります。

確かに部落問題等について、現状として市民の意識の状況に、なお多少の問題があり、歪められた意識を持っている人もいます。しかし、これらの人を少しでも少なくする取り組みを進めようとする場合であっても、あくまでも市民の自主的、民主的な学習の積み重ねの中で解決していこうとする取り組みが進められるべきであります。行政などの公権力が市民の意識についてあれこれ評価し、せんさくしたり、内心に踏み込むことは許されません。行政のなすべきことは、上から教育し、変えていくということではなく、市民が自主的に進めようとする学習、研究活動のための条件整備をすることです。

同和対策についてであります。

今日、部落問題は基本的に解決されたと言える状況にまで到達しています。しかも、国の地域改善財政特例法後の特別対策も平成13年3月31日に失効しているにもかかわらず、平成18年度も同和対策事業として産業廃棄物処理負担金500万円が執行されたことは、部落問題の解決を妨げるものであります。大阪市や奈良市などで相次ぎ発覚した不公正乱脈な同和行政や、部落解放同盟の一部幹部の横暴に対する市民の批判にも背を向けるもので、認めがたいものであります。

次に、障害者福祉についてであります。

支援費制度から自立支援法に大改悪され、この4月から段階的に施行されています。これまで障害者福祉サービスは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料で利用できたものが、原則1割の定率負担が導入されました。葛城市では減免制度等の活用により、4.4%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金収入が頼りの障害者にとっては大きな負担であります。今度の改悪で障害者の負担増の総額は700億円、逆に国の負担は350億円もの削減になっています。やるべきことがあべこべではないでしょうか。障害者の自立を妨げるもので、到底容認できないものであります。

次に、農業振興についてであります。

日本の食糧自給率はカロリーベースで初めて40%を割り込み、最悪の水準に落ち込みました。それでも水田農業構造改革推進事業の名による173.8ヘクタールの転作が実施されました。生産調整にもかかわらず、米価の下落に歯どめがかからず、大規模な生産者でも生産費を賄えない状況になっています。しかも、国は生産調整を押しつける一方で、アメリカなどから大量に米を輸入しています。これでは農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます窮地に追い込み、衰退させてしまいます。葛城市の農業と耕作地をつぶす減反政策は認めることはできません。農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、これまでの基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業経営を支える所得保障や価格保障の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点配分し、国からの支援から排除されている大多数の家族経営を中心にした農業経営を支援し、これらの農家を巻き込んだ集落営農を発展させるべきであります。

都市地盤整備、道路整備についてであります。

新市財政計画が合併初年度に破綻したことで、新市建設計画を初め、旧町から引き継がれてきたまちづくり交付金事業や街路事業、緊急地方道路整備事業など、膨大な事業費を投入する公共事業の執行は現状のままでは認めがたいものであります。すべての事業を抜本的に見直し、事業の中止や縮小、工期の延長など、事業費の縮減を行い、今日の社会経済情勢や葛城市の財政状況が反映された新たな財政計画のもとで進めることを求めます。

また、幹線道路、都市基盤整備事業優先を改めて、市民の身近な通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備や、バリアフリーな公共施設の整備に予算を重点配分し、障害者や高齢者を初め、乳母車でも安心して利用できる道路整備や公共施設の整備を計画的に進めることを求めて、以上、討論を終わります。

野志議長 ほかに討論ありませんか。

6番、阿古和彦君。

阿古議員 認第1号 平成18年度葛城市一般会計決算の認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

平成18年度の決算について、安定した財政運営に心がけ、諸施策の遂行に当たられた結果、黒字決算となったことは高く評価できるものであります。現下における地方財政は地方税収入や地方交付税の原資となる国税の収入が回復の傾向にある一方で、公債費が高い水準により推移することや、社会保障関係経費の増加、三位一体の改革の実施などにより、大変厳しい状況にあります。

しかしながら、本年度において、行財政改革の推進による歳出の削減などにより、財政の安定維持に努められたところであります。今後において、地方交付税などの歳入の増加が見込めない中であって、限られた財源をいかに福祉、教育、産業の育成などのあらゆる諸施策に対して、効果的に、かつ公平に分配していくことが課題であります。

今後さらに葛城市全体の発展に向け、職員一丸となってまちづくりを維持されることを要望し、私の賛成討論といたします。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

野志議長 起立多数であります。

よって、認第1号は認定することに決しました。

日程第2、認第2号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石栄一君。

白石議員 認第2号 平成18年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本決算は医療費の大幅な伸びや加入者の増加等を見込み、3年間で10億円を一般会計から繰り入れすることを前提に、国保需要の健全な運営に資するとして、税率改正を、所得割を6.2%、資産割を30%、均等割を2万5,000円、平等割を2万6,000円に、介護分で所得割を1%、資産割を5%、均等割を7,000円、平等割を4,800円に引き上げる税率体制を前提にした平成18年度国民健康保険特別会計予算を執行されたものであります。合併後、2年もたたないうちに、大幅な税率引き上げが市民に強いられたことは、合併時のサービスは高く、負担は低くの約束を踏みにじるものであり、小泉政権の構造改革路線のもとで年金収入が削減され、8年連続、勤労者の所得が減っている上に、定率減税の半減廃止、老年者控除の廃止、介護保険料の引き上げなど、市民の暮らしと経営が大変な状況に追い打ちをかける荷重な負担となりました。

ところが、平成18年度決算では過去最大の3.16%の診療報酬の引き下げ、加入者の伸びの鈍化などにより、医療分の歳出の伸びは予測を大きく下回り、当初予算で計上されていた一般会計からのルール外の繰り入れ2億5,500万円が全額繰り戻された上に、2,464万6,000円の黒字決算となりました。

今回の税率改定は、平成17年度の決算の収支や過去の医療費等の伸びを基礎に、平成20年度までの歳出の伸びを見込み、3年間で10億円の一般会計からの繰り入れを前提に税率改正が決定されたものです。将来の医療費を初め、歳出の見込みを予測することは困難なことです。平成18年度決算の結果によって税率改定や当初予算における見込み違いが明らかになったのであります。国保財政の健全化とは裏腹に、市民の暮らしと健康に及ぼした大きな負担増の影響は重大であり、その責任は重たいものがあります。大幅な国保税の引き上げによって、国保財政の健全化を図ろうとした平成18年度の国民健康保険特別会計決算は認められないものであります。

国保税は収入がなくても、少なくとも、平等割りや均等割、資産割がかかり、他の税に

比べ、過重な負担となっています。払いたくても払えない人がふえ、平成18年の決算では不納欠損処分で5,489万円を処分したにもかかわらず、翌年度に繰り越された滞納額は3億1,600万円にもなっています。

国保加入者6,544世帯の所得分布を見ますと、所得ゼロの世帯が1,656世帯で、全世帯に占める比率は25.3%、100万円以下の世帯では2,904世帯で、その比率は44.4%、200万円以下の世帯では4,370世帯で、比率は66.8%にもなります。もともと国保の加入者は所得の低い人が多く加入をしてる保険なのであります。保険料が払えなくて、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証が発行されている世帯は141世帯と年々ふえる傾向にあります。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得のされている被保険者に対して、安易な短期保険証の発行はやめるべきであります。

国保制度は国の責任で国民に医療を保障する社会制度であるにもかかわらず、国保財政が困難に陥り、国保税の引き上げが続いてまいりました。それは国保事業に対する国の負担を大幅に削減したことが最大の原因であります。昭和59年の総医療費の国の負担が45%から38.5%に減らされたことを初めとして、法定減額に対する国の負担を4分の3から2分の1に減らすなど、昭和59年までは国保の収入に占める国の負担割合は約50%ありましたが、平成7年度には36%と大幅に削減されてきたのであります。国保財政の健全化は加入者に負担を求めるのではなく、国にこそ削減された国庫負担率をもとに戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求めるとともに、一般会計からの繰り入れを行い、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。

以上、討論を終わります。

野志議長 ほかに討論ありませんか。

1番、山下和弥君。

山下議員 私は、認第2号 平成18年度国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

本特別会計を取り巻く状況は、加入者の高齢化や高まる医療費によって年々厳しさを増してきております。まして予算編成の段階において、次年度の療養給付費の伸びを予測することは困難な状況であると思います。それに加えて、毎年のように変わる国の制度など、さまざまな要因を考慮して、国保加入者にできるだけ負担を低く抑えていくということが目標でありましたが、近年の状況をかんがみて、昨年、税率改正に踏み切り、被保険者にも相応の負担をしていただくことになりました。

しかし、その結果、負担軽減措置を適用される世帯が増加し、広い意味で低所得者に対して配慮した結果につながったのだと認識いたしております。両町の不均一課税も改まり、その成果として必要とされる税収が確保されましたし、税率改正による経営努力が大きく評価され、国や県から大幅な財源の確保ができました。結果的に、歳入面ではそれらの財源が確保されたことと、歳出面では療養給付費の伸びが鈍化したことによって支出が抑えられ、双方の差し引きの結果として非常に良好な決算を迎えられたものであると判断いたします。

今回は幸いにして一般会計からの法定外の繰り入れをせずに済みましたが、国保財政は依然として厳しい状況にあることは事実です。吉川市長は、緊急のときにはいつでも一般会計からの繰り入れを行って、国保財政を支え続けると明言してくださっておりますし、その言葉を重く受けとめさせていただき、徴収率を上げるなどの努力で財源の確保を図りながら、葛城市国民健康保険財政の健全化をできるだけ進めていただきますよう強くお願いをいたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

野志議長 起立多数であります。

よって、認第2号は認定することに決しました。

日程第3、認第3号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第3号 平成18年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

老人医療制度は老人医療の無料化を求める広範な運動と革新自治体の誕生とともに、地方自治体の施策として老人医療費給付制度が制定をされてまいりました。これらの流れの中で、政府は昭和48年に老人福祉法に老人医療費支給制度を設け、医療保険における高齢者の一部負担を支給し、老人医療費の無料化を国の制度として実現をさせました。その後、政府は受診抑制を図り、老人医療の増加を抑制するために老人保健法を制定し、老人医療費支給制度を移管させ、その際に無料化制度を廃止し、高齢者に対して医療費の一部を定額負担させるとともに、国保が多く抱える老人医療を組合健保などの被用者保険にも負担させるために、老人保健制度を昭和58年に発足をさせました。このことによって、拠出金に占める国庫負担金は発足当初の63.4%から49.7%へ大きく低下をしたのであります。その上に、平成13年度には、それまでの定額負担であった一部負担を定率負担に改定をし、14年度には老人医療費受給対象者をこれまでの70歳以上から75歳以上とするとともに、1割の一部負担を、一定以上の所得者には2割としたのであります。さらに、平成14年10月から老人医療費拠出金の算定にかかわる老人加入率の上限を撤廃し、退職者にかかる老人医療費拠出金については従来の2分の1の負担を廃止し、全額を退職者医療制度で負担することにしたのであります。しかも平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度を新たに発足させ、すべての加入者から保険料を徴収しようとしています。国庫負担を減らすために、そのしわ寄せを被用者保険や国保に転嫁する国の一貫した姿勢

は認めがたいものであります。

国民の運動で創設された老人医療費無料化制度を廃止し、負担を拡大してきた老人保健事業の歴史は、戦前・戦後を通じ、苦難の時代を生き抜き、今日の日本の発展に貢献してきたお年寄りを邪魔者扱いしてきた歴史でもあります。今こそ国の悪政に抗して、地方自治体が高齢者の命を、健康を守るとりでになって、老人医療費の無料化に再び取り組むことを求め、討論を終わります。

野志議長 ほかに討論ありませんか。

1 番、山下和弥君。

山下議員 私は、認第 3 号 平成18年度葛城市老人保健特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

急速な高齢化の進展や医療技術の発達が進む中、医療費の増大は避けられない状況となっており、こうした状況のもと、高齢者を支える制度として、健康づくりの取り組みを基本としながら保健事業との連携を図り、高齢者医療制度としての重要な役割を果たしており、努力を評価するものであります。

以上の趣旨から、老人保健特別会計決算の認定につきまして、賛成の討論とさせていただきます。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

野志議長 起立多数であります。

よって、認第 3 号は認定することに決しました。

日程第 4、認第 4 号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第 4 号 平成18年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本介護保険特別会計決算は、昨年10月から実施された利用料の大幅な引き上げや、本年 4 月からスタートした新予防給付サービスなどを盛り込んだ介護保険法改正と第 3 期介護保険事業計画に基づき、1 号被保険者の保険料を本人が住民税非課税で、世帯課税の方の基準額、これまで月額2,650円でしたが、本年 4 月から保険料を一挙に1,450円、54%も引き上げ、月額4,100円、年額で 4 万9,200円、年間 1 万7,400円もの負担増を押しつけています。過重な保険料の引き上げを前提にした平成18年度介護保険特別会計決算は、認めるわけにはまいりません。

小泉・安倍政権のもとで年金給付の削減や医療費の自己負担の引き上げ、定率減税の半減や廃止、老年者控除の廃止などが相次ぎ、高齢者の負担は大変な状況です。しかも昨年6月、自民・公明・民主の賛成で成立した介護保険法の改悪によって、昨年の10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設の居住費を介護保険の対象から外し、原則として食費や居住費の全額を利用者負担にしてしまいました。市民税が非課税でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、多床室でも居住費が1万円、食費が4万2,000円となり、1割負担分2万9,000円と合わせますと、月額8万1,000円もの負担となります。さらにユニット型個室では、居住費が6万円、食費4万2,000円となり、1割負担2万6,000円を合わせますと、何と月額12万8,000円にもなります。改定前に比べて、多床室で2万5,000円、ユニット型個室で3万円、従来型個室なら4万8,000円もの大幅な値上げが押しつけられたのであります。施設から出ていけと言わんばかりの仕打ちではありませんか。

この上に、平成18年度から新たに創設された新予防給付の導入によって、要支援1、要支援2と認定された人は原則的に新予防給付のサービスしか利用できなくなりました。現在の要介護1の人が要支援2と判定されれば、これまでのサービスではなく、筋力トレーニングや栄養指導などを中心にしたサービスに制約されることになるのであります。

さらに、高齢者の保健福祉事業を介護保険に取り組んで、介護予防事業や包括的支援事業、任意事業の三つの事業を構成した地域支援事業が新設をされました。この地域支援事業に取り込み、実施される事業は、介護予防、地域支え合い事業や在宅介護支援センター運営事業、老人保健事業の一部で、これらの事業費は国、県、市が分担をして、全額公費で実施されてまいりました。

ところが、今回の改正で、これらの事業を介護保険に取り込んで、その費用を介護保険で賄うことにされたのであります。これによって、介護保険事業で行われてきた相談事業や訪問指導などは、国、県、市がそれぞれ3分の1、33%を負担していましたが、介護予防事業に取り込まれますと、1号被保険料から19%、2号被保険料から31%の負担となりますので、国は25%、県、市はそれぞれ12.5%と、大きく負担が減ることになるのであります。同じく、介護予防地域支え合い事業で行われてきた介護家族支援などは、国が50%、県、市がそれぞれ25%の負担でしたが、任意事業に取り込まれますと、1号被保険料から19%を負担することとなり、国は40.5%、県、市は20.25%となり、いずれの場合も国、県、市の負担が減ることになりました。本決算の地域支援事業費の2,030万円の内容を見てみますと、530万円程度が保険料で賄われていますので、国、県、市の負担は同額の530万円程度が削減されたこととなります。

国は、このたびの改定で予防重視と言っておきながら、介護予防事業にかかわる国庫負担を減らした上に、葛城市の介護保険料の大幅な引き上げを誘導したのであります。公費負担を削減する一方で、被保険者に負担を押しつけている平成18年度決算は認めることはできません。

特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や軽度の人への介護サービス

切り捨ては、これまで政府が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度の宣伝文句は全くの偽りであったことをみずから証明しているのであります。我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加をし、認知症の高齢者も現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということであります。2年、3年と待たなければ入所できない特別養護老人ホーム、ショートステイもいつも満杯の状況で、高齢者や家族の緊急事態にとっても対応できない状況です。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者の参入に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

野志議長 ほかに討論ありませんか。

14番、南 要君。

南議員 認第4号 平成18年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、第3期事業計画における保険料の見直し及び介護保険制度の改正に伴う介護予防への取り組みなど、さまざまな見直しによって事業が進められた1年目でありました。本市の介護サービスの基盤整備、介護予防を中心とした地域支援事業の展開及び地域包括支援センターが行う介護保険支援事業などにつきましては、市民の皆様のご理解とご協力により取り組んできたことを評価する一方、まだまだ努力すべきことがたくさんあると思われますので、より一層の市民と協働で介護予防、自立支援を進めていただきたいと思います。

制度改革には、保険料や高額サービス費などについて低所得者への配慮により設定されておりますが、今後も市民の負担が上昇していくと考えられます。今後も高齢者の方々が、将来にわたって健康で自立した生活ができるよう支援体制の確立にご尽力いただきたいと思います。そのような望みを託しまして、本決算認定についての賛成討論とさせていただきます。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

野志議長 起立多数であります。

よって、認第4号は認定することに決しました。

日程第 5、認第 5 号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより認第 5 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。
本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第 5 号は認定することに決しました。
日程第 6、認第 6 号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより認第 6 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。
本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第 6 号は認定することに決しました。
日程第 7、認第 7 号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより認第 7 号を採決いたします。
本案に対する委員長報告は認定であります。
本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第 7 号は認定することに決しました。
日程第 8、認第 8 号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより認第 8 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。
本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第8号は認定することに決しました。

日程第9、認第9号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第9号は認定することに決しました。

日程第10、認第10号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石栄一君。

白石議員 認第10号 平成18年度葛城市水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

水道事業は水道法において、正常にして豊富低廉な水の供給が目的とされ、地方公営企業法では、その本来の目的である住民福祉を増進するように運営されなければならないと、公共性の優先が規定されているように、住民生活に必需的な生活水の供給を担い、住民の生存権を保障するという公共性の高い企業であります。

また、浄水場や配水池、広大な配水管布設など、施設整備の建設改良に巨額の資金が必要とされるにもかかわらず、経営が悪化したからといって安易に水道料金を値上げすることができない採算性の低い事業であることが、これまでの議論で共通の認識となっております。

ところが、このような重要な役割と厳しい経営環境に置かれている水道事業は、地方財政法第6条や地方公営企業法第17条の2の規定などによって、地方公共団体の一般会計、または他の特別会計において負担すべきものを除き、当該公営企業の経営に伴う収入をもって当てなければならないとされ、一般会計からの繰り入れを制限した経費の負担区分制度を前提に、独立採算の経営原則が採用されています。地方公共団体が経営する事業にもかかわらず、事実上、一般会計から遮断された経営が強制されているのであります。

さらに、この独立採算性は、採算性の低い水道事業に施設設備の建設改良に必要な巨額の資金を企業債、つまり借金によって賄うことを原則とした、独立した資金調達の方法と、その元利の償還や資産の減価償却費など、すべての費用を水道料金で賄うという受益者負担方式によって、公共性よりも経済性を優先する仕組み、民間企業よりも厳しい経営方式が強制されているのであります。大規模な建設改良工事を実施すれば、減価償却費や企業

債の元利償還の増加によってたちまち経常収支が悪化をし、水道料金の値上げをしなければ借金の返済も減価償却費の積み立てもできなくなる仕組みなのであります。一般会計からの繰り入れが制限され、建設資金を企業債に求めなければならぬいびつな独立採算性が水道料金の値上げを誘導しているのであります。株式資本をもとに施設を建設し、事業展開を行う民間企業が、事業収支がとんとん、赤字ならば配当もないという仕組みと比べても、民間企業以上に超企業的な経営が押しつけられていることは明らかであります。住民福祉の増進が目的の地方自治体が経営する企業であり、発足当初の一部の限られたサービスから、住民にとって必需的、公共的サービスになっている水道事業は、経営の基盤である施設設備の建設改良等に必要な資金は、租税を中心にした一般財源に求めるべきであります。本来、真の独立採算性とは、このような社会的費用を一般財源で賄った上で、その自主的、独立的運営を保障することではないでしょうか。

企業債についてであります。

国は公営企業に対して、建設改良費などの資金を企業債によって賄うことを強いていながら、企業債の借入れについては地方公営企業法第22条で行政庁の許可を要しないと規定しているにもかかわらず、法附則第2項で当分の間、地方自治法第250条の規定の適用があるものとするとして、行政庁の許可を必要としています。当分の間と言いながら、50年以上も許可制を放置し、公営企業の自主性を奪ってきたのであります。本来、独立採算性を建前としている公営企業は、経営の根幹である施設の建設改良のための資金調達において、企業の自主性が確保されることは基本的な要件であるべきであります。

また、高金利時代に借入れた企業債の金利負担の軽減を図るべきであります。高金利の借金の状況と、その未償還残高を見てみますと、金利8%台が8.5%を最高に3件、残高は1,515万円、7%台が9件で、残高が2,508万円、6%台が6件で、残高1億3,563万円、金利5%以上の未償還残高は、合わせて2億9,910万円で、未償還残高合計額は14億7,240万円、20.3%を占めています。高利の借金を繰上償還や借りかえをして、金利負担の軽減を図ることは企業活動として当然のことです。ところが、国は地方公営企業法第22条の2において、企業債の繰上償還や借りかえを認めておりながら、資本費や経常収支比率などの許可要件を設定し、事実上、活用できないようにしています。経営努力が実り、収支の改善が進めば進むほど許可が認められなく、繰上償還や借りかえができない仕組みになっているのであります。独立採算性を強制し、経済性や企業性を強調しておきながら、これでは自立した企業経営などできるはずはありません。許可制は直ちに廃止すべきであります。公営企業の矛盾や欠陥を長年にわたって放置している国の身勝手や怠慢は、断じて認めることはできません。住民生活に必要なサービスを提供する公営企業の役割を直視し、いびつな独立採算性や超企業的な会計方式は抜本的に見直すべきであります。

次に、県水の受水と自己水源の保全、開発についてであります。

平成18年度の県水の受水量は130万トン、総配水量542万トンに占める割合は24%となっています。これまでの議論の中で目安としてきた総配水量の25%に抑えられています。県

水の受水は大口の消費者への供給と渇水対策の範囲にとどめるべきであります。遠くのダムを水源とする県水の拡大の方向ではなく、厳しくても葛城山系の恵まれた自然を生かし、貴重な雨水を有効に活用する自己水源の保全、開発を計画的に進めることを求めます。平成18年度の経営状況は有収率が93.54%と前年度より0.49%低下したものの、回収率が112.9%と前年を4.1%上回り、純利益が9,153万円と、合併後、最高の利益を上げることができました。水源地大字のご協力と企業経営の改善に、水源の確保に日夜努力されてきた水道局職員の頑張りのたまものであり、大いに評価され、感謝されるべきであります、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

14番、南 要君。

南議員 認第10号 平成18年度葛城市水道事業会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

安全で安心、しかも低廉な水道水を安定して供給し、住民の皆さんの健康と生活を守るのが水道事業の大きな責務と思うわけでございます。そうした中、平成18年度におきましても自己水確保のため、関係取水地域の理解と協力を得ながら日々努められ、また事務事業の合理的な運営、経費の削減と経営努力をされてきたことについては大いに評価されるべきものと思います。今後とも水道事業本来の使命であります安全で安心な水の安定供給に努められ、住民福祉の増進と市民サービスの向上にさらに努められることを要望いたします、私の賛成討論といたします。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

野志議長 起立多数であります。

よって、認第10号は認定することに決しました。

次に、日程第11、議第31号議案を議題といたします。

本議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、西川弥三郎君。

西川総務文教常任委員長 去る11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議第31号議案につきまして、12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑では街路事業費の道路用地購入費の場所についての問いに対し、近鉄新庄駅東側で

あるという答弁があり、関連して、補償額は含まれているのかという問いに対し、用地が167.1平米で4,306万円、補償については建物6件で1億4,278万円、工作物2件で1,186万円であるという答弁がありました。

また、災害復旧費の工事場所についての問いに対し、農林では山麓地域が多く、寺口、中戸、笛吹、加守、新在家、當麻、竹内などの大字で88カ所、公共土木では寺口、兵家、今在家などであるという答弁があり、関連して災害復旧費について、当初予算ではなく補正予算では対応が遅くなるのではという問いに対し、長らく災害がなかったこともあり、少額の予算しか組んでいなかったが、20年度からは当初予算での計上を考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えまして、当委員会の報告といたします。

野志議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第32号議案を議題といたします。

本議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、南 要君。

南民生水道常任委員長 去る11日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました議第32号議案につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し、審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

野志議長 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第32号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第32号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第33号議案を議題といたします。
本議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、川辺順一君。

川辺都市産業常任委員長 去る11日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました議第33号議案につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

野志議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第33号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時40分から会議を再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 2 6 分

再 開 午前 1 1 時 4 2 分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、発議第5号 議員定数検討のための特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

9番、寺田惣一君。

寺田議員 それでは、議員定数検討のための特別委員会の設置について、上記の提案を別紙のとおり葛城市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

議員定数の特別委員会の設置についてでございます。次のとおり、議員定数検討のための特別委員会を設置するということでございます。

1、委員会の名称。議員定数検討特別委員会といたします。

2、委員会の任務。廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書で定められている現在の議会議員の定数は18人に対し、定数の見直し等調査検討をし、新しく葛城市議会の議員の定数を定める条例を制定したいと思います。

3、委員会の権限。地方自治法第110条第4項の規定により、閉会中も調査することができるということでございます。

4、設置の期間。葛城市議会の議員の定数を定める条例を制定したときをもって任務も終わることにいたします。

5、委員の定数は10人をお願いします。

提出の理由を説明させていただきます。

現在の葛城市議会の議員定数18人は、平成16年合併時に合併協議会において決められたものであります。しかしながら、昨今の地方分権による地方の時代と言われる中、平成15年地方分権一括法が成立し、国と地方との関係が同等になり、議員定数の上限はあるものの、議員定数は各地方自治体で決定できるようになり、全国の自治体では議員定数の改正を行う動きが見られるようになってきました。

我が奈良県でも、県議会が人口密度を基準に選挙区及び定数の見直しをされ、48人から44人に、市議会におかれましても、御所市が18人から15人に、桜井市が20人から16人に、大和高田市も20人から18人に定数の見直しをされました。ほかに、橿原市や天理市は市民とともに検討委員会を立ち上げ、現在、協議中でございます。また、五條市も5人から6人の削減を目指して協議中であるということで、書類はそうなっておりますが、現在に至っては9月18日の検討委員会で定数15人に決定してございます。奈良市や宇陀市も見直し

の方向で進んでいるように聞いております。こうして見ますと、12市のほとんどの議会で見直しの流れでございます。

広く議会に住民の意思を反映させるのが私も本意でございますが、私たちは安易な定数削減に賛同するものではございませんが、行財政改革に取り組むに当たっては市民生活に少なからず影響を及ぼし、少しの痛みも伴うことが予想されると思います。そのような中であって、我々議会議員が痛みを伴わずして行財政改革を進めることは到底市民の理解が得られないと考えております。

このようなことから、少子高齢化や地方分権が進む中であって、市民の負託に的確に答えることができる水準を維持しつつ、良識と英知に基づき、議員活動を不断に高め、議会がみずから行財政改革を推進するため、まずは議員定数検討特別委員会を設置し、協議を重ねながら、次の選挙までに結論を出していただきたいと思います。

現状の議員定数より減員することは、地域住民との意思の疎通が欠けることもあります。すべて民意が届けられるかどうかの不安は残るものの、今日の時代の流れ、地方分権に伴う大きな流れに打ち勝たなければならない現状を勘案して、今こそすべての議員の皆様にご理解いただける状況にあると思いますから、この特別委員会の設置を提案するものでございます。

以上です。どうか議員の皆様におかれましても、この趣旨をご理解いただきまして、多数の賛同をお願いしながら提案説明を終わります。ありがとうございました。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、白石栄一君。

白石議員 提出されています発議第5号 議員定数検討のための特別委員会の設置について、若干の質疑を行ってまいります。

まず、提案されている委員会の任務とその目的についてであります。

委員会の任務について、議案では現在の議会議員の定数18人に対し、定数の見直し等を調査、検討し、新しく市議会議員の定数を定める条例を制定するとされ、そして議員の定数を定める条例を制定したときをもって任務を終えると規定をしております。議員の定数を定める条例を新たに制定するということが任務だということでもあります。条例を新たに制定するということは、現状の18人であれば、これは新たに条例を制定する必要がありませんから、定数の削減をするか増員をするか、どちらかの条例制定をすることが任務となると考えます。

この点、賛同者の1人であります下村議員は、議会運営委員会の審議の中で、削減ありきではないとの趣旨の発言をしています。それでは特別委員会の任務として定員、定数増員のための条例制定もあり得るということなののでしょうか。提出理由からはあり得ないこととありますけれども、提出者と賛同者のご認識が異なっているということとありますので、まずその真意についてお伺いをしておきたいと思います。

では、提出者のお考えになっている特別委員会の設置の目的、これは提出の理由を見れば明らかであります。提出理由の説明では、県議会が定数を48人から44人に、御所市が18人から15人に、桜井市が20人から16人に、さらに五條市も5人から6人の削減を目指して協議中であると明記されているように、議員定数の削減を目的にしていることは明らかであります。そこで、本提出議案が議員定数を削減するための条例制定を任務、目的とした特別委員会の設置であることを前提に質疑を進めてまいります。桜井市や大和高田市、御所市は、どのような理由で定数削減をされたのか、お教えを願いたいと思います。

次に、提出の理由の中で、痛みの押しつけの問題が明記されています。読んでみますと、行政改革に取り組むに当たっては市民生活に少なからず影響を及ぼし、痛みを伴うことが予想されます。そのような中であって、我々議会議員が、痛みを伴わずして行財政改革を進めることは到底市民の理解は得られないと考えますと説明されています。葛城市民は究極のリストラ、行政改革と言われている合併の荒波に巻き込まれた上に、国保税や介護保険料の大幅な引き上げなど、大きな痛みが押しつけられています。また、小泉政権の構造改革によって、医療制度や介護保険制度の改悪、定率減税の廃止や老年者控除の廃止、年金給付の削減や勤労者の給料が8年連続して減少するなど、国民、市民は耐えがたい痛みを受け、貧困と格差の広がりが今、社会問題になっているのであります。参議院選挙での与野党逆転は、もうこれ以上の痛みはごめんだという国民、市民の審判の結果ではないでしょうか。このような状況の中で、議員定数の削減を理由にして、新たに市民に痛みを押しつけようとしているというわけですが、どのような痛みを押しつけようとしているのかお伺いをしたいと思います。

さらにお伺いをいたします。

議会や議員の役割は市民に痛みを押しつけることではなく、その痛みを取り除き、住民の安全、健康、福祉を向上させるために、多様な市民の声を反映すべく議事機関としての役割を果たすことが任務の第一と規定をされています。憲法や地方自治法は議会や議会議員、行政にこのことを明確に求めているのであります。提案書提出者は議会と議員の役割について、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

さらにお伺いいたします。

憲法に規定された地方自治の原則の重要な柱である住民自治は、地方自治体のことはその地方自治体の住民の意思に基づいて決定をすることであり、その決定をする機関として憲法第93条に議会の設置を明記し、第2項で議会の議員は住民が直接これを選挙するとしています。議会は市民がこの憲法の規定に基づいて、選挙で直接代表を選び、みずからの意思を反映し、政治に参画するという代議制、議会制民主主義の根幹をなす意思決定機関なのであります。主権者である市民の多様な意見が真っすぐに反映されてこそ、議会の機能が発揮できることは自明のことです。12市のほとんどの議会が見直しの流れだ、行財政改革によって市民に痛みが伴うからなどという理由で議員定数の削減を目指すことは、憲法に保障された市民の権利を抑圧し、狭めることになりませんか。軽視しているではありませんか。この点、どのようにご認識をされているか、お答えをいただきたいと

思います。

以上です。

野志議長 9番、寺田惣一君。

寺田議員 白石議員のご質問にお答えしたいと思うんですが、まず目的意識はどういうふうになってあるのかというお尋ねだと思うんですが、目的につきましては、検討委員会を立ち上げさせていただき、その中でいろいろ広範囲な審議をしながらやっていきたいということでございますので、どうぞひとつご理解をお願いしたい。

それから、私の知っている限りお話ししますが、五條市、御所市、あるいはほかの市のどういう形づけて検討委員会を設置されたのか。まず一つは、隣の御所市なんですが、非常に財政基盤が弱い、悪いということなんでございます。それと、桜井市も全く材木関係が不況に徹しまして、財政基盤が非常に弱くなったということでございまして、現在もまた、ある意味での検討委員会を設置しながら改革を進めているところでございます。橿原市は、これは公明党の議員提案によりまして、市民の方たちと一緒に委員会の設置をしながら、2名ぐらいの減員をしていくということでございます。香芝市は報酬及び定数に関する協議会を設置予定でございます。それから、新しく合併しました五條市は非常に財政基盤が弱いということで、早急に15名になったわけでございます。それから、宇陀市につきましても合併、1村3町ですか、合併いたしまして、その後、非常に私の調べたところによりまして、財政基盤がかなり弱ってきたということでございまして、議員の皆さんが特別委員会の設置の方向で進んでおられるわけでございます。

それと、議会と議員はどうなっとなのかということなんですが、この文章の中にもありますとおり、18人の中であっても16人になろうが17人になろうが、私の意見といたしましては、この文章の中にありますように切磋琢磨して努力しながら、住民の負託にこたえられるように頑張っていければなということでございまして、それからいろいろと白石議員の質問は五つぐらいございましたが、その都度、全部理解できるものでございます。質問されたこともいろいろ含みまして、検討委員会を立ち上げていただいて、その中で広い意味での話し合い、あるいは切磋琢磨しながら進行していきたいと。

そしてもう一つは、私ちょっとつけ加えておくんですが、実は天理市の議会の検討委員会の研究にも、視察にも行ってまいりました。その中で議長、副議長が先頭になって、市民を巻き込みながら他の市町村の人たちでも結構ですよと、どんどん来て意見を言ってくださいということで、私たちも行って勉強会を経験してまいりましたが、いろいろその中でありまして、デメリットやメリットはございました。しかしながら、この財政基盤の弱い地方分権、あるいは一括法によりまして、こういう流れになってきておるということで、一番いいのは何かということで、市民の皆さんと相談しながら最終的に決定していくということでございましたので、これはええことやなということでございまして、実は賛同議員の下村議員、岡島議員と相談しながら提出したわけでございます。どうぞ皆さん、この趣旨をご理解いただいて、よろしく決定のほどお願いしたいと思います。

野志議長 17番、白石栄一君。

白石議員 増員もあり得るということですか。

野志議長 9番、寺田惣一君。

寺田議員 下村議員が議会運営委員会の中で増員もあり得ると言われたんですか。

白石議員 いえいえ、削減ありきではないと言われたんですけど。

野志議長 10番、下村議員。

下村議員 白石議員からの質問なんですけれども、以前の議会運営委員会の中で、私は定数削減だけではないということは、これは定数削減のための特別委員会の設置を求めているということが一つと、その中で、もしも特別委員会が設置された場合、この議員の定数削減ということは行財政にも非常に関連してまいります。そういう質問ですから、極端に言いますと職員の削減とか、いろんな予算面での削減の話も当然出てくるという私の判断で定員削減だけではないということを言ったつもりなんですけれども、そのところは取り方によってもいろいろあると思うんですけれども、ご理解のほどお願いいたします。

野志議長 17番、白石栄一君。

白石議員 本会議での議論ですので、詰まった話はなかなかしにくいわけでありますけれども、委員会の任務の中には明確に、新しく市議会議員の定数を定める条例を制定する。そして、議員の定数を定める条例を制定したときをもって任務を終えるということなんですね。これは議員定数の削減を前提にして、任務にした、目的にした特別委員会の設置を提案されているということにしかほかなりません。私は当然、委員会の設置であるならば、議員定数はもちろんのこと、報酬や、視察研修のあり方や、そして政務調査費やもろもろ、議会全体としてどのように改革をし、さらなる議会としての役割を発揮できるようにしていくか、このことが議論されるべきだと思っております。そういう委員会であれば、これは我々も大いに参加をして議論をしてまいりたい、このように考えているわけであります。

この点で理解の違いがあった、増員があり得るのかということに対しては、それはないと。それは削減だけではないということは、報酬の問題やその他の問題も議論をするという意味で言われたということですね。そういう理解ですね。

それでは、ここに議員定数の削減ということで例を挙げられた大和高田市や桜井市、あるいは御所市、そして奈良県というのは、これは寺田議員が申しましたように、確かに財政状況から見て大変な状況にあります。大和高田市の地方債残高は289億円、桜井市は308億円、五條市は325億円、御所市は280億円です。では、葛城市はどうでしょうか。平成16年ですが、121億円です。今、これよりも低くなっています。公債費、借金の返済にどんだけの金を払っているかということですが、大和高田市は39億円、桜井市は33億円、五條市は23億円、御所市は32億円。じゃあ葛城市はどうでしょう。16億円です。公債費比率についても、大和高田市、桜井市、五條市、御所市は20%を超える高い比率になっています。葛城市はどうでしょう。18.7%であります。経常収支比率についても、大和高田市、桜井市、五條市、御所市は確かに状況が悪く、102.2%から106.1%になっています。葛城市は92.8%であります。財政力指数をもっても、確かに提案されている理由を申し上げている市の中身は大変低い状況です。その中でも葛城市は0.569という一定の水準を維持してお

ります。葛城市が財政状況から見て、本当に議員定数を削減するという必要性があるのか
とえば、私はないというふうに思います。もし百歩譲って、財政状況から見て定数を削
減しなければならない、こういうやむを得ない事態に至ったとしても、先ほど申し上げた
ように、私は議会全体の改革、活性化をやるべきだと思います。

その一つの例を挙げてみます。

議員定数を2を減らしたとして、どれほどの経費削減になるか。1,384万円であります。
そこで、私が提案したいのは議員定数を削減して、住民の多様な意思が議会へ反映されな
い。そういう事態を避けるために。

野志議長 白石議員、質疑じゃなしに討論やっておられるん違いますか。

白石議員 いや、質疑しますよ、答えてくれないから。ちゃんと答えてくれたら、そらね、できま
すけどもね。だから答えてくれなかったら言わざるを得ないじゃないですか。

野志議長 明瞭簡単をお願いします。

白石議員 議員報酬を37万円から30万円、7万円引き下げれば、報酬や期末手当、それぞれこれま
で月額52万円だったものが42万円になります。そして、議員共済費や旅費等を含めて試算
をしてみますと、給料や報酬や期末手当分で1,200万円。議員共済費で159万円、旅費等で
54万円、合わせて1,413万円削減することができるのであります。どうして議員定数を、
財政問題から見て議員定数だけを削減するという、そういう提案になるのか、到底理解で
きない問題であります。しかも、今、住民の暮らしや経営は本当に大変です。痛みは底な
しです。そこへ痛みを前提に議員定数を減らしていくということは、これは私は到底認め
ることはできません。

葛城市は旧新庄町、旧當麻町が合併をしてできた新しい町です。合併前は新庄町が定数
16でした。當麻町は定数15でした。平成16年10月には、これを合わせて31人で議会を構成
しましたが、平成17年の10月には13人減らして18人にいたしました。これを旧新庄町、旧
當麻町で見えますと、旧新庄町では16人あったものが10人になっています。6人減った
ことになります。旧當麻町を見えますと、定数15人あったものが7人減って8人になっ
ているんですね。人口2万人、あるいは人口1万5,000人の町で定数が10人、あるいは8
人のところ、奈良県内にあるのでしょうか。このように市民は、大きな痛みや議員を通して
みずからの意思を反映しようとする選挙権を縛られてきたわけであります。

さらに、私は議会や議員の役割というのは市民に痛みを押しつけることではない、これ
は憲法にも地方自治法にも、その役割がきちり明記されているわけですから、その健康
で文化的な最低限度の生活を保障していく、住民福祉の向上を図る、これが仕事なんです。
それを痛みを伴う、そういう施策を行うために議員定数を引き下げるということも、これ
は到底納得できないものであります。

以上で質疑を終わります。

野志議長 討論も。

白石議員 いや、ほんなら答えてよ。

野志議長 9番。

寺田議員 今、白石議員がいろいろと皆さんにわかりやすいようにご説明いただいたんですが、そういう、今、議論していただいたこともひっくるめまして、検討委員会を立ち上げて、その中でいろいろと幅広く話し合いたいというのが我々の気持ちでございますので、どうぞひとつ白石議員、そういう趣旨のもとでご理解をいただきたいということでございます。

野志議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

亀井議員 ただいま発議５号 議員定数検討のための特別委員会の設置について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この議員定数特別委員会設置に対しては、我々保守といたしましては到底反対はできないわけであり、通常。私はそうした観点やなしに、この発議の出し方、出されたその後、いろんな対応が非常にまずいというような観点から反対の討論をするわけでございます。

まず、30日に葛城クラブの会派を組まれ、3日の日に議会事務局の方に、この発議を提出されたわけでございます。4日の日に議運があったわけでございます。まず3日の日に、提出されたその後に、保守である会派であるのであれば、まずこの発議案件を会派調整なり、いろいろ努力をされて4日の日に提出されるのは本意であると思うわけでございます。そうした中で高田の記者クラブに走られ、5日の奈良新聞に3市議議論の行方注目という見出しで書かれたわけでございます。私もそうした新聞を見まして、また会派の方からいろいろな提案があるのであるというふうに思ってたわけでございます。そうした中で、4日の日の議会運営委員会に会派の代表である下村議員が西川議員の質疑に対しまして、いや、私も3日、4日前に聞いただけやと、全然急なことで何も知らんでというような発言をされたというふうに議会運営委員会で聞いております。

その次に、11日におきましては、提出者である寺田議員がある会派の方に、この議案はあなたたちが提出する議案であるのに、それをおいらがかわって提出したんねんど、こういうふうな発言を聞いて、到底真剣に議論をする、定数問題を議論する特別委員会を考えておられると思わないわけでございます。

なるほど、先ほどから提出の理由なり、いろいろ細かに説明をされておりました。なるほど立派な考えであります。立派な考えであるが上に、保守の議員に一言声をかけていただき、我々はこの葛城クラブの方々が信念を持って提出される議案であれば、この本会議上で可決をいただくのが本意であろうかと思うわけでございます。そうした努力もされないで、ただ新聞社のそういう記者クラブに、我が会派3人が行かれて、私にいたしましてはパフォーマンスとしか映らないわけでございます。

そうした観点から、こういうふうな発議の、真剣味のない発議に対しましては、私は断固反対するわけでございます。そうした観点でも、まだまだ申し上げたいことはいっぱい

あるわけでございますが、私の明確な反対理由の答弁といたしまして、反対の討論を終わらせていただきます。

野志議長 ほかにございませんか。

17番、白石君。

白石議員 反対の第一は、特別委員会の任務であります。その任務が定数削減ありきではないというのであれば、一たんこの議案を取り下げて、議員報酬や視察研修等、議会全体の改革と活性化を任務とする議案として提案されることを求めている。現状では、その任務は新しい定数の条例を制定するということでありますので、これは議員定数を削減するということしか理解できないのであります。

さらに、議員定数を削減していく、なぜ必要なのかという問題に至っては、しっかりと市の財政状況を踏まえ、その上に立って議論をされるべきであって、他の市が削減の流れになっている、そういう流れに沿うような理由では、私は到底賛同できないものであります。

さらに第三の理由は、この議員定数の削減は、これから行財政改革によって生まれてくる住民の痛みを前提にして、その痛みを受けていただくために議会も痛みを、定数削減という形で実施をするということであります。これは申すまでもなく、これ以上の市民への痛み、押しつけることはできません。議会と行政が力を合わせて、痛みではなく、その痛みを和らげる、その役割を真剣に果たすことこそが、私は求められている。到底、痛みを求めるための定数削減、認めるわけにはまいりません。

次に、代議制、議会民主主義の問題であります。

主権者である市民が、市民の多様な意思を反映されてこそ、議会としての住民の意思を反映し、意思決定をするという役割を発揮できることは間違いありません。みずからはそのような役割、果たしていないということなのではないでしょうか。私は安易な定数削減の流れが蔓延している中で、人類が多年にわたる努力によって手にしてきた基本的人権と民主主義は守っていかなければならない、このように確信をしています。そういう意味で、定数削減を前提にした特別委員会の設置は到底賛同できるものではありません。

以上、討論を終わります。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

10番、下村正樹君。

下村議員 議員定数検討のための特別委員会の設置について、賛成討論をさせていただきます。

我々3人が、提出者1人と賛同者2人ということで、この議会の申し合わせ事項にのっとり、9月4日、議会運営委員会が開催される前の日までに提出しなければならないということで、実際は今皆さん方が、お手元にあるこの文章が完璧にでき上がったのは二、三日前だったと思うんですけども、我々もほかの市、天理市も行って勉強しながら、いろいろ修正・訂正ということで、最終的に議会運営委員会までにできたのがぎりぎりだったということは、これはもう事実でございます。そういうことはご理解願いたいものと、我々、皆さん方にご理解を願いながら、内容につきましても検討委員会を設置ということ

で記載されておりますので、何も削減だけではないということ。

先ほども提出者からご意見がありましたけれども、9月18日でしたか、御所市の方でも削減と、15名ということになりました。

（「五條市」の声あり）

下村議員 五條市の方でも15名、御所市の方でも15名ということで、我々、議員定数は廃置分合に伴いまして18名ということになっておりまして、当時、廃置分合、合併の以前の議会議員の定数及び任期の取り扱いについては検討小委員会というのがございまして、その検討結果の中で、議会議員の定数については合併時の人口規模から判断して、五條市や御所市と同数とすることが適当であり、また民意の反映ということが書いてまして、非常に私も近隣の人口規模の同じ御所市、五條市にはやり倣うべきであるということを考えておりますので、この特別委員会の設置、これに対しては内容等、非常に理解しやすいものがございまして、この件については賛成いたします。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

野志議長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第5号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立少数）

野志議長 起立少数であり、よって、発議第5号議案は否決されました。

時間が来てはあるんですけど、もう1議案を行きたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

日程第15、発議第6号 葛城市議会改革のための特別委員会の設置についてを議題いたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 議長の命により発議第6号 葛城市議会改革特別委員会の設置についての提出理由を申し述べます。

葛城市議会改革のための特別委員会の設置について、次のとおり葛城市議会改革のための特別委員会を設置する。

記。

1、委員会の名称。葛城市議会改革特別委員会。

2、委員会の任務。市民の代表機関としての議会の役割を見直し、その責務を明確にしながら適正な定数、議員報酬等の検討を初め、議会活動の活性化を図り、議会改革の調査・研究を推進し、必要な場合は条例を制定する。

3、委員会の権限。地方自治法第110条第4項の規定により、閉会中も調査することができる。

4、設置の期間。必要と認められる期間。

5、委員の定数。9人。

提出の理由を述べます。

平成12年の地方分権一括法の制定や三位一体の改革により、税財源、権限の移譲が行われ、地方公共団体の果たすべき役割はますます増大しています。その中で、市民から選挙で選ばれた議員により構成される葛城市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙によって選ばれた葛城市長と葛城市の代表機関を構成し、ともに市民の信託を受けて活動し、それぞれ異なる特性を生かしながら市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、葛城市としての最良の意思決定を導くという共通の使命が課せられています。

議会が市民の代表機関として果たすべき役割は将来にかけていよいよ増大し、その真価が問われることとなります。葛城市として行財政改革に取り組んでいる今こそ、議会も率先して改革に着手し、その持てる機能、権限を存分に発揮して、住民福祉の向上に努めるときであります。このようなことから市民の代表機関としての議会の役割をいま一度見直し、その責務を明確にしながら、市民に対する説明責任を果たすことが現在の議会に課せられた使命であると考えます。よって、議会みずから行財政改革の範を示すため、葛城市議会改革特別委員会を設置し、広範な議論を重ねながら議会改革の調査、研究をするとの思いから、今回の特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、提案とさせていただきます。議会の改革、それから活性のためにも、議員諸氏のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、下村正樹君。

下村議員 非常によくできた委員会の任務、また提出の理由も書いてますけれども、非常に抽象的にはよくできてると思うんですけども、一つだけ、これがために私、反対討論をさせていただくわけですけども、余りにも抽象的で、委員会の任務の中に適正な定数ということが記載されております。先ほど述べましたように、合併の検討委員会、この中ではまた同じことを言うんですけども、合併時の人口規模から判断して五條市や御所市と同等とするということが検討結果で記載されております。そんなことから、適正な定数というのは一般市民から見ると、適正な定数というのは一体何人であろうかということも疑問に思われますので、この部分はやはり2名ないし3名の減、またそうでなければ議員定数15ないし16名と記載するべきではなかったかなと、そういうことで、この提出議案には反対させていただきます。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

朝岡君。

朝岡議員 発議第6号 葛城市議会改革のための特別委員会の設置についての議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案につきましては、本市議会が平成16年10月、新設合併葛城市が誕生し、当時の合併協議会、合併以後の議員定数に対する審議会等、市民の代表、有識者を交えた会合の中で、葛城市民の意思を市政への確に反映させるための市民の代表機関として、合併特例の31名定数の議席数から、多くの議論を重ねた上で18名の議員定数の答申を受け、新市葛城市として最良の意思決定を導くことを最大の責務として議員各位が日々活躍し、現在に至っておりますのでございます。

しかしながら、この間、地方自治を取り巻く環境は税負担の問題、社会保障制度の改正等、大変厳しい時代となり、さらなる行財政改革に葛城市民の代表として取り組んでまいらなければならないときではないかと思っております。

合併後において葛城市総合計画審議会等を経て、葛城市総合計画や集中改革プランの策定など、行革に対する将来への目標設定が定められ、徹底した行財政改革を断行していくことが求められている中、本市議会も率先して改革に着手し、その持てる機能、権限を存分に発揮して、住民福祉の向上に努めていくことが必要であります。

さきの総合計画審議会での意見の中においても、最も多く寄せられた意見が市政運営についてであり、市職員や議員の怠慢をなくし、資質の向上をしてほしい、市民の声をよく聞いて行政運営に反映してほしい等、議会が市民の代表機関として果たすべき役割に大いに真価が問われるものでございます。ただ単に議員定数を見直す問題だけではなく、市民の期待を込められた議会の役割をいま一度見直し、その明確な責務を確認しながら、議会改革を全般的な見地から議論を重ねていくことは、今、市民の中で信託を受けた議員が、その地位の本質の向上に最も求められているものではないかと思うところでございます。市政や行政、市民にばかり負担を背負わせることなく、良識ある議会として市民の信頼にこたえていかなければならないと思うわけでございます。

加えて、我が党の結党精神でございます、大衆とともに語り、大衆とともに戦うという議員指針もうたわれておりますことをここに申し述べ、本議会において、葛城市議会改革のための特別委員会設置についての議案に対しまして賛成の討論といたします。議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げます。

野志議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

野志議長 起立多数であります。

よって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 12 時 40 分

再 開 午後 2 時 31 分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、日程第15、発議第 6 号を議題といたします。

先ほど設置されました葛城市議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、休憩中、葛城市議会改革特別委員会を開き、選任をいただいておりますので、ご報告いたします。

葛城市議会改革特別委員会委員長、亀井一二三君。同じく副委員長、吉村優子君。

以上です。

日程第16、発議第 7 号 永住外国人住民の地方選挙権確立に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

13番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま上程を賜りました発議第 7 号 永住外国人住民の地方選挙権確立に関する意見書について説明をさせていただきます。

日本に永住する外国人住民は地域の一員として生活を営み、自治会や町内会などの地域活動に積極的に参加するなど、地域社会発展に応分の寄与をするとともに、納税等の住民としての義務を日本国民と同等に果たしている。しかしながら、永住外国人住民は、地域社会で住民として住んでいるみずからのまちを暮らしやすくするための意思決定の最も重要な手段である地方自治体選挙への参加のみちがいまだに開かれていないのが現状である。平成 7 年には最高裁判所において、外国人のうちでも永住者等であって、その居住する地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められる者については、法律をもって地方選挙での選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上、禁止されているものではないと解するのが相当であるとして、付与するかどうかは国の立法政策にかかわる事柄との判断が示されている。

また、国際化が進展する中、ヨーロッパ諸国では一定の条件をもとに、地方選挙権を認める方向である。よって、政府におかれては永住外国人住民の地方選挙権を早期に確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第7号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第7号議案は原案のとおり可決されました。
日程第17、発議第8号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書についてを議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
13番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま上程を賜りました発議第8号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書について説明をさせていただきます。

教育現場ではいじめや不登校の問題が深刻です。いじめの発生件数は報告をされているだけでも小・中・高等学校数全体の約2割に当たる2万件を超え(平成17年度)、各地で深刻ないじめが発生し続けています。いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議でも議論され、ことし春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けのいじめ対策Q & Aも含めて全国に配布されました。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査(平成17年度)によれば、小学校で0.32%(317人に1人)、中学校では2.75%(36人に1人、1学級に1人の割合)と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか、各地でさまざまな試みがなされていますが、現場で効果を上げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現を強く要望します。

記。

1、いじめレスキュー隊(仮称)の設置の推進。第三者機関によるいじめレスキュー隊は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まずいじめられている子を守り、孤独感・疎外感から解放。その後、学校関係者といじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の人間関係、きずなの回復を図ることを目的とする。

2、ほっとステーション(仮称)づくり。NPO法人による不登校のためのフリースク

ールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所としてほっとステーションを設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みをつくり、さらにほっとステーションから学校へと戻れるようにする。

3、メンタルフレンド制度の実施。教員志望の学生等を家庭や学校に派遣するメンタルフレンド制度は子どものよき話し相手、相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を上げており、同制度を全国で実施するようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第8号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第9号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、川辺順一君。

川辺議員 ただいま上程を賜りました発議第9号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について説明させていただきます。

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされる中で、平成17年2月には京都議定書が発効し、これを受け、同年4月に政府は京都議定書目標達成計画を策定したが、その中で、森林は温室効果ガスの吸収源としての大きな役割が課されている。また、17年7月のグレンイーグルズサミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、昨年7月サンクトペテルブルクサミットでも、その重要性が再確認されたところである。我が国においても政府及び業界が一体となって、違法伐採対策への取り組みに着手したところであり、早急な定着が求められている。

一方、近年、大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため、治山対策や森林の整備、保全の一体的な推進が強く求められている。このような中で、平成17年度にあっては用材自給率も7年ぶりに2割を超える見込みとなり、平成15年度以後、林業への新規就業者が増加するなど、わずかながらではあるが明るい兆しが見受けられる。

しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業、木材産業の再生につなげていくには、森林吸収源対策としての森林整備を図るための追加的事業費の継続や、新たな森林・林業基本計画に導入された工程管理の検証など、今後これらの兆しを助長、発展させるための強力な施策の展開が必要である。特に追加的事業の緊急的な対応の中で、地方自治体や個人にかかる費用負担が障害となるなど、現下の森林・林業、木材産業の厳しい実態を踏まえ、林業、木材産業の再生に向けて強力な施策の展開がなされるよう要請し、具体的には下記の事項について、その実現を強く願う。

記。

1、多様で健全な森林の整備・保全等を促進する新たな森林・林業基本計画の推進と、これを実現するための平成20年度予算の確保。

2、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための追加的事業費の安定的な財源の確保と、事業執行に伴う地方財政追加措置及び森林所有者負担の軽減。

3、森林林業の担い手の育成・確保及び国産材の安定供給体制の整備と利用拡大を軸とする林業、木材産業の再生に向けた諸施策の展開。

4、国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推進。

5、特に国有林野にあっては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保。

6、地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進。

7、森林整備地域活動支援交付金制度の継続、充実。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第9号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第10号 割賦販売法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、川辺順一君。

川辺議員 ただいま上程賜りました発議第10号 割賦販売法の改正を求める意見書について説明させていただきます。

意見の趣旨といたしまして、割賦販売法の改正につき、以下のように抜本的に改正することを求める。

- 1、実効的な過剰与信規制を行うこと。
- 2、販売店とクレジット会社との共同責任を規定すること。
- 3、クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明定すること。
- 4、指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
- 5、個人方式クレジットについて、開業規制を設けること。

意見の理由。最近、住宅リフォームや呉服、貴金属など、高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払い能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省はこれまでも割賦購入あっせん業者に対して、加盟店の実態把握、管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。（昭和58年3月11日付通達、平成4年5月26日付通達、平成16年12月20日付通達、平成17年7月11日付通達）。これらはクレジットを利用した消費者被害の未然防止、または拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業所にクレジットを利用させることのないよう出されたものである。

しかしながら、これらの通達が出された後もダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を根本的に法改正するべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

野志議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第10号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。
よって、発議第10号議案は原案のとおり可決されました。
日程第20、発議第11号 自転車の盗難被害を防止する取り組みに関する決議についてを
議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
13番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま上程を賜りました発議第11号 自転車の盗難被害を防止する取り組みに関する
決議について説明をさせていただきます。

犯罪のない明るく安全・安心な住みよい社会は市民すべての願いである。平成14年に戦
後最高を記録した本県の刑法犯罪は、警察当局による検挙、抑止活動と地域住民による自
主的な防犯活動が相まって、翌15年以降、減少傾向を維持しているが、本年3月を境に、
減少の幅が鈍化しており、このまま推移すればいつ増加に転じてもおかしくない厳しい情
勢にあり、本市においても同様の趨勢にある。

そこで本市議会は、この傾向に歯どめをかけるとともに、いわゆる大量生産、大量消費
の時代が負の遺産とも言うべき使い捨ての風潮から脱却して、物を大切にする心を取り戻
すことを目指し、本市で発生している犯罪全体の約5分の1を占める自転車の盗難被害に
着目して、警察などの関係機関並びに市民各位の理解と協力のもと、自転車に二つのかぎ
をつける、自転車をとめるときはわずかな時間でもかぎをかける、自転車をとめるときは
駐輪場を利用する、防犯登録をする等の対策を率先して取り組み、もって自主性と継続性
のある犯罪に強い地域社会の実現に努める。

以上、決議する。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

野志議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第11号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21、一般質問を行います。

申し上げます。去る9月11日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきの通告書に従いまして質問をさせていただきます。

本定例会は、本市が合併以来、二度目となる年間通しての通年決算、平成18年度一般会計決算認定並びに特別会計決算認定を上程され、大変に重要な議案の審議が行われたところでございます。

さきの決算特別委員会で付託されました10議案は、いずれも本市合併の行財政効果、また市民サービス向上における各事業の実施が、新市計画に基づいて適正な執行状況であったろうか等、決算委員会の各委員から議題に対する疑義をただすさまざまな質疑が交わされ、市長を初め、各関係部局の担当者からは明快な答弁を求められ、十分な議案審議が施されたところでございます。

いよいよ本年10月で合併後丸3年を迎え、今後平成20年度の予算編成に取り組む中で、多様化する行政課題に対して各委員からの要望事項等、十分に留意をされ、予算査定へ反映いただくことを期待するところでございます。

本日午前の本会議におきまして、平成18年度一般会計決算並びに特別会計決算の認定が議決され、引き続き本年度においても効果的で質の高い市政運営に努めていただくことを願うところでございます。

さて、さきの決算委員会での委員からの質疑と重複する内容になるかとは思いますが、18年度決算に対して少々お尋ねをしてみたいと思います。

18年度一般会計決算においては、歳入歳出で8,296万5,000円の黒字収入であったものの、平成13年度では51億円余り積み立てていた基金を取り崩し、18年度の予算編成では14億4,750万円もの基金を取り崩す見込みであったものが、本決算においては3億6,399万3,000円の基金の取り崩しで済み、事業の実施に使われております。しかしながら、17年度末での基金の残高は32億円余りであり、この2年間で8億299万3,000円の基金が取り崩されていることとなります。このような状況では将来、市の蓄えである基金がなくなり、予算編成ですらできない状況になってしまうことが懸念されるわけでございます。18年度決算の認定に当たり、改めて積極的な行財政改革のもと、財政体質の健全化を図っていく必要があると思うところでございます。

加えて、18年度一般会計の歳入決算額117億4,240万2,000円は、17年度歳入決算額132億

1,334万1,000円と比較いたしまして、約14億7,100万円の減収となりました。18年度当初の予算額と比較いたしましても7億3,759万8,000円の減収であります。公共施設等の使用料及び手数料の徴収を見ても、17年度に比べ約3,890万円の減収になっており、減免規定や行政財産の目的外使用の適切な徴収に対して、さらに収納努力を努めていただきたいと思いますと思うわけでございます。

また、歳出に対しましては、18年度決算では支出済額115億5,721万8,000円となり、予算執行率では92%で、結果、約5億4,000万円の不用額として生じております。17年度に比べて支出済額は14億2,931万4,000円の減少になったと報告されております。しかしながら、人件費、扶助費等、17年度より増加しており、消費的経費の抑制を講じていくことが必要であると思われます。

また、特別会計決算においても、高齢化による医療費の増加等で国保会計、老人保健会計の収支は17年度より大幅に悪化をいたしております。国の三位一体の改革に伴い、交付税、国庫支出金等の減少で減収はやむを得ないものの、18年度の一般会計の歳入決算で前年度比較約14億7,100万円の歳入の減収になったことにつきまして、どのような見解を持っておられるのかお示しをいただきたいと思います。

歳出に対しましても、行政当局のご努力により、17年度よりも支出額が減少したことは評価するものの、約5億4,000万円の不用額は、各事務事業の予算が目的に対して十分達成されながら節約工夫により生じたものであるのか、予算そのものの過大見積もりによるものであるのか、不用額の妥当性が検討されるべきであると思われますが、ご認識をお伺いしたいと思います。

あわせて18年度決算に基づき、主要な財政指標はどうであったか。経常収支比率と財政構造の硬直化にどのような見解で今後財政運営を進めていくのか。17年度からの推移はどのように分析されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、18年度各事業が新市計画に伴って、予定どおりの成果をおさめたと判断されるものか、また、課題を残した決算であったものか、ご所見を求めておきたいと思います。

次に、市内教育施設の耐震化について質問をさせていただきます。

18年度においては白鳳中学校校舎、新庄北小学校体育館と地震補強工事が施工され、本年度においても白鳳中学校北館等の地震補強並びに昨日、起工式が行われました忍海小学校校舎改築及び地震補強工事の着工と、児童・生徒・保護者からは安心して安全な教育施設の充実へ、喜びの声を聞いているところでございます。

しかしながら、文部科学省が発表いたしました、さきの公立学校施設の耐震改修状況調査の結果においては、全国の小・中学校校舎の耐震化率は56.8%で、少なくとも4,300棟近い校舎が震度6強の大規模な地震で倒壊または崩壊する危険性が高いと診断され、いまだ改修工事が施されていない状況であると調査報告をされております。学校施設は児童・生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の急避難場所として役割を果たすことから、その安全性は特に重要であると思います。現状の本市における学校施設の耐震化率と耐震診断で判定された改修工事の計画状況、各施設ごとの

詳しい内容をお尋ねいたしたいと思います。

過日 9 月 1 日の防災の日にちなんだ開催をされました防災講演会において、平成 7 年の阪神・淡路大震災で被災され、その貴重な体験から、次なる大震災に備えてと題して講演をいただきました元芦屋市建設部長の谷川氏が語られていたように、大災害が起きたときの学校施設や公共施設が住民の避難場所として大きな役割を果たしていることを、改めて学ばせていただきました。特に芦屋市内の悲惨な現状を記録した当時のビデオは、学校の体育館等に多くの被災者が避難され、不安の日々を過ごされていた模様に胸を痛めたところでございます。

もう一つ驚いたのは、市役所に多くの市民が避難されていたことでございます。市民課等の 1 階に床いっぱいになって避難されていた住民が、緊急物資等に挟まれながら対応を求められた姿には愕然とした思いでございます。もし今後大地震が発生し、住民が避難場所を求めて公共施設に安全性を期待して駆けつけてくる事態になったとしたら、老朽化している當麻庁舎の対策に、どのような現状見解をお持ちになっておられるのでしょうか、お伺いしておきたいと思います。

合併協議会等で住民サービスの低下にならないよう、新庄・當麻の両庁舎での行政サービスが従来どおり進められておりますが、危険度の高い公共施設である當麻庁舎を取り扱う今後の方向性等、お尋ねをしておきたいと思うわけでございます。

最後に、市民生活相談の拡充についてお尋ねをさせていただきます。

本市においては合併以来、高齢者や障害者など、生活弱者をねらった架空請求や押し売り等の悪徳商法の苦情等の相談窓口として、月 1 回の消費生活相談を実施し、また、複雑化する社会情勢に伴う生活相談、離婚や相続等、家事に携わることへの相談窓口として、月 2 回の法律相談も実施していただいております。

しかしながら、高齢化が進む中、ひとり暮らしの独居老人が振り込み詐欺や便乗商法などの被害に遭遇し、救済を求めている多くの市民の声を聞いております。また、経済的困難な家庭環境から多重債務者の発生にも歯どめが効かない状況下にあり、交通事故等のトラブルや相続に関する問題を抱えておられる住民など、地域に密着した相談支援体制の確立が急務ではないかと思うところでございます。

国においても昨年 10 月から身近な法的トラブル解決への道案内役となる日本司法支援センター、いわゆる法テラスがスタートし、全国 50 カ所に設置され、気軽に足を運びやすいような法律サービスを受ける体制を築いたところではございますが、やはり多くの相談者は居住地の相談窓口へ足を運び、救済方法の糸口をつかみたいとの思いが強いのではないかと思います。現状の消費生活相談は月 1 回の開催であり、法律相談は月 2 回で、1 件当たりの相談時間が 20 分と限られています。開催回数や相談時間については住民サービスに適した事業内容であるか、近隣団体と比較して本市の状況は基準的な開催運営であるのか、ご見解をお伺いさせていただきたいと思います。

以上、質問に対して明快なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

なお、再答弁は自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

野志議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、2番、朝岡議員からのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の不納欠損の関係でございますけども、市税の関係につきましては滞納繰越額、平成11年度におきましては3億7,614万円でございます。7年後の平成18年度におきましては6億1,753万円となりまして、平成11年度の1.64倍というふうな増加をいたしております。

また、国民健康保険税につきましては滞納繰越額でございますが、平成11年度は2億27万円でしたが、7年後の平成18年度には3億5,389万円という数字になりまして、平成11年度の1.77倍と増加をしてきたわけでございます。この増加の主な要因につきましては、旧町におきましては地域密着型の行政運営がなされてきております。したがって、町が町民に対して差し押さえをするということに対しての町と町民との合意ができていなかったと、こういうようなことがございまして、そういったことにより不納欠損処理も極端に少なく経緯をしております。また、その結果、滞納の繰越額が大幅に増加をしてきたと、こういう状態でございます。現在、市の財政状況は地方交付税の削減等により悪化していく中での税負担の公平性の確保、また自主財源の根幹である市税の歳入を確保するということが喫緊の課題となっているところでございます。市といたしましては、今後も悪質または悪質と思われる滞納者につきましては、積極的に差し押さえ等の滞納処分を行うことによりまして、税の納付者相互間の負担の公平性を図ると、こういうことにつきまして全力を尽くしていく所存でございます。

次に、歳入の決算で前年比より減となっていると。また、不用額の妥当性というご質問でございます。

国の三位一体の改革の第1期の最終年度であります平成18年度は、国レベルでは国庫補助負担金の改革といたしまして1兆8,667億円のスリム化削減が、また税源移譲につきましては3兆94億円が地方へ移譲しております。そして、地方交付税の改革といたしましては、臨時財政対策債も含めまして、平成17年度に比べて1兆3,065億円の減といった、こういった改革を進めるとされてきたわけでございます。この改革による葛城市での平成18年度の歳入決算での影響額ということでございますが、国庫補助負担金の改革分では1億2,500万円余りの減ということでございます。また、税源移譲では2億3,292万3,000円の所得譲与税による移譲がございます。そして、地方交付税の改革につきましては臨時財政対策債を含めまして、平成17年度に比べて1億7,660万7,000円の減額と、こういうふうになったわけでございます。この三位一体の改革が及ぼした影響は、葛城市にとっても財政を圧迫させるといった非常に大きなものであったわけでございます。これら以外の歳入につきまして、平成17年度に比べて減少したという主なものでございますが、国庫補助金で合併支援としていただいていた合併市町村補助金、これは16、17年度、2カ年間の措置でございますが、16年度では3,600万円、17年度では2億6,300万円の歳入があったわけでございます。この補助金がゼロになったということでございます。また、工事関係におきましては事業費等の減額に伴いまして、国庫支出金におきまして8億6,700万円余りの

減額というふうになっております。これは事業等が減ったというふうな理由でございます。

また、普通建設事業費の減額に伴いまして、市債の方でございますけれども、平成17年度に比べて5億2,900万円余りの減になったというふうなことでございます。こういう要因が結果的には平成17年度決算と比較して、歳入の減収となったというふうなことでございます。

次に、不用額でございます。

平成18年度の決算での不用額は5億4,000万円余りといったことでございますけれども、主な不用額の内容といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金で2億800万円余り、また老人保健特別会計への繰出金では3,200万円余りとなったわけでございます。それから、その他といたしましては扶助費で4,500万円余り、補助費等では約3,900万円余りの不用額となっております。これらの不用額につきましては、いずれも扶助や補助を行う相手方の実績が出てきまして、その結果初めて生じてくる内容の不用額でございます。これらの不用額のほかには、執行の段階での切り詰めによる不用額もあるわけでございますけれども、いずれの不用額にいたしましても過大見積もりによって積み上げられた予算から生じた不用額ではないわけでございまして、切り詰めた予算の中で行政意識の改革を持ちながらの執行を行いまして、投資効果が出た中での決算を迎えられております。しかも不用額、これがほとんどなかったというのが一番望ましいとは思いますが、予算イコール決算に、今後はできるだけ近づけられるように、予算編成に当たりましては年度内に執行が必要となる事業量を、今にも増して十分に精査検討の上、予算額を積み上げまして、むだのない執行を行っていききたいと、こういうふう考えております。

次に、主要な財政指標の推移ということでございます。

平成18年度の決算に伴いまして、葛城市の財政状況を分析するための主な指標について申し上げたいと思います。

まず、財政上の能力を示します支出でございますが、財政力指数でございます。3カ年平均で、平成18年度は0.676でございます。これは平成17年度の指標が0.623であるのに対しまして0.053ポイントの上昇でございます。指標評価といたしましては、財政力が本当にわずかではございますけれども上向いたというふうなところでございます。

次に、財政構造の弾力性を判断するための指標、経常収支比率でございます。平成18年度は92.4%でございまして、対前年度の平成17年度が90.9%であったのに比べまして、1.5%の増となったわけでございます。これにつきましては、平成18年度から下水道事業に対する繰り出し基準の改正がございまして、こういった関係で、若干の積算根拠が変わったわけでございます。指数の増となったわけでございますけれども、この下水道等に要する経費を除きますと、平成18年度の数字は88.8%ということでございまして、昨年度までの基準に基づいた中での比較をいたしますと、財政構造の硬直化面では、これも若干の好転が見られるというふうな結果でございます。

また、公債費による財政負担の度合いを判断いたします指標でございますが、実質公債費比率でございます。3カ年平均でございますが、平成18年度は14.7%でございまして、

これは平成17年度の指標数値が14.1%であるのに対しまして0.6ポイントの上昇でございます。上昇の理由といたしましては、平成17年度の3カ年平均の率、これが15年度からとっておりますので、その15年度の13.1といったかなり低い単年度比率を加えて平均を出しておりますので、そういった関係で平成18年度の3カ年度では、この低かった15年度の比率を対象としておりませんので、新たに18年度の単年度比率であります14.5を加えまして、3カ年平均となったためということでございます。また、下水道の準元利償還金の増加や葛城市の葛城清掃事務組合の平成14年度以降の起債に係ります公債費の葛城市案分額で、新たに18年度から元金分が対象となるというふうな要素によります比率の上昇というふうに考えております。財政状況の分析を行います際に用いる主な財政指標の数値、また平成17年度と比較しての増減要因は、今申し上げたようなところではございます。

なお、平成18年度の県の平均数字とか全国の平均数字、これはまだ今出ておりませんので、17年度以前の数値ということで推察をさせていただければ、全国の市町村平均、この平均的な位置に葛城市はあるのではないかなというふうに考えております。また、県内の市町村平均から比べますれば、上位に位置をするというふうに考えているものでございます。

次に、平成18年度の各事業を進めるに当たりまして、新市建設計画に沿って予定どおりの成果を上げたかということでございます。

新市建設計画を策定いたしました合併前と現在とでは財政を取り巻く状況、また、事業実施に伴う諸条件も変わってまいっております。若干の執行年次等の差異はありますが、基本的には新市建設計画に沿った予算編成を行っております。また、緊急地方道路整備での繰越明許を除きますと、おおむね予定どおりの事業執行、あるいは事業成果をおさめたものというふうな判断をいたしております。また、新市建設計画につきましては三位一体の改革等、さきに申し上げましたような財政を取り巻く国の流れがまだ見られてこなかった点、こういうものでございましたので、再度、財政面とか、あるいは事業規模、事業年度等々も十分精査、協議を重ね、整理を進めていく必要があるということでございまして、現在、その見直し作業を進めているところでございます。またいずれ議会の皆様方にもご報告を申し上げたいと考えております。

最後に、私の方のご質問で、當麻庁舎の耐震の関係でございます。

公共施設の耐震改修につきましては、ご存じのように新市建設計画に基づきまして、まず地震等の災害から、子どもたちから優先的に守るということで、学校関係施設から取りかかっております。学校の関係につきましては、平成25年度までに順次改修を進める予定ということでございます。

ご質問の當麻庁舎の建設につきましては、昭和43年度の建築でございます。築39年を経過しておるわけでございます。また、この新庄庁舎につきましては昭和61年の建設で、築21年でございます。この當麻庁舎の耐震改修を考えます上で、まず整理をしていかなければならないのは、将来的に新庁舎の建設も含めて判断していかなければならないと、こういうふうに考えますが、現下の財政状況から考えますと、近い将来での新庁舎の建設につ

いては非常に困難であろうかというふうに考えております。そうなれば、当面は現在の新庄庁舎と當麻庁舎、この2庁舎の方式で市民サービスを進めさせていただくと、こういうふうな形になるのかなと思います。

葛城市の地域防災計画にありますように、災害時の広域避難場所は市内で13カ所指定をしておりますが、議員が先ほどおっしゃっていただきましたように、過日の講演会では、いざ地震が起こりますと市民の方が近くの公共施設、特に庁舎に避難されるということが起こり得るわけでございます。また、広域の災害時の防災対策の拠点といたしましての役割も考えていかなければならないと思っております。そういった意味におきまして、當麻庁舎の耐震改修につきましては早急な取り組みが必要であるということは認識いたしておりますけれども、財政状況の方から考えますと、学校建設の耐震改修、これに引き続いて取りかかっていかななくてはならないと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

野志議長 宮西部長。

宮西教育部長 2番、朝岡議員の市内の学校施設の耐震化についてお答えいたしたいと思っております。

平成19年4月1日時点で、市内小学校・中学校の耐震化率でございます。59.1%ということでございまして、全国の平均が58.6%、奈良県の平均が45.7%ということでございます。今年度の白鳳中学校及び忍海小学校の改修工事完了後の小・中学校の耐震化率は65.9%となる見込みでございます。19年の末におきまして、調査対象となっております非木造で200平方メートル以上、または2階建て以上の建物の棟数は44棟であります。ただし、この棟数の数え方は見た目の棟数そのままを指すものではなく、新築・増築年次等で計算をいたします。それで言いますと、44棟のうち29棟が新耐震基準や改修・改築済みとなります。残りますのは15棟でございます。学校ごとに申しますと、新庄小学校で7棟中2棟、忍海小学校で5棟中3棟、磐城小学校で7棟中2棟、當麻小学校で6棟中3棟、新庄中学校で6棟中4棟、白鳳中学校で9棟中1棟ということで、計15棟でございます。今後、平成25年度までに順次、事業計画に沿って改修をしていく予定でございますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

野志議長 米田部長。

米田企画部長 2番、朝岡議員の法律相談の拡充についてお答えをしたいと思います。

弁護士による無料法律相談につきましては、毎月第3木曜日に新庄庁舎、第4木曜日に當麻文化会館で、それぞれ午後1時から4時まで実施しております。相談時間は1人につきまして20分で、1日の定員は9名とさせていただいております。相談者数は平成17年度は185名、平成18年度では182名でございます。平成18年度の相談者の予約状況は、定員に対しまして93.5%ですが、相談実績は定員に対して84.3%となっております。

なお、予約の時点において定員が超過する場合などは、本市が加入しております中和法律相談センターをご紹介します。この中和法律相談センターでは平成18年度に61名の市民の方が利用をされております。近隣の大和高田市では月3回、香芝市では月2回、

御所市では月 1 回の法律相談を実施しておられ、相談時間はそれぞれ 1 人につきまして 15 分から 20 分となっております。

以上のことから、本市の弁護士による無料法律相談の実施回数、相談時間は、利用実績や近隣自治体の状況から見まして妥当な実施回数であると考えております。相談者からは相談時間を長くしてほしいとの要望もいただいておりますが、なるべく多くの方が利用し、心配事を解消していただきたいと考えておりますので、事前に相談内容や書類の整理をして相談に望んでいただくようお願いをしております。また、祝祭日や夜間の法律相談は奈良弁護士会では受託されておりませんが、多くの要望がありましたら検討する旨のご報告をいただいております。

なお、中和法律相談センターは本年 10 月から南和法律センターと統合して、中南和法律相談センターに改称され、相談回数の増加や相談場所を増設するなどの充実を図っていただいているところでございます。

以上でございます。

野志議長 石田部長。

石田産業建設部長 それでは、朝岡議員の 3 番目のご質問でございます法律相談、消費者相談の拡充ということで、この中の消費者相談につきまして、担当課の方でございます私の方からご答弁を申し上げます。

葛城市におけます消費生活相談の件数でございますけども、平成 17 年度は 38 件、18 年度は 34 件、19 年度は 8 月現在で 11 件の件数ということになっております。また、その内容につきましては、リフォーム業者、多重債務、着物、学習教材、学資保険等の訪問販売、17 年度で件数が多かった不当請求、または振り込み詐欺といったものにつきましては、減少傾向にございます。

また、消費者相談は県でも実施をしていただいておりますけども、県での葛城市内での相談件数は、18 年度で 267 件の相談が寄せられているということでございます。葛城市内におけます総件数のうち、市の方で対応をいたしましたのは全体の 11.3%ということになります。県内各市町村の行政区におけます対応は、平均で 46.3%という数字が出ております。これは相談日の開催日数、また、地元での相談は控えたいという思いの中で出ている数字ではないかと思っております。

それから、県内 4 市で相談窓口の開催日ですけども、県内 4 市では週 5 回、毎日実施されている。それから 2 市 2 町では週 2 回、2 市 6 町では週 1 回のペースで実施をされております。相談日の多い市町村につきましては、地元での対応件数もやはり多く報告をされております。今後につきましては、相談内容も年度ごとに違ったものとなっておりますので、県での相談内容も把握いたしまして、開催日の日数、相談窓口の開催、PR、より多くの方にご利用いただけるよう、その方向について検討してまいります。よろしくお願い申し上げます。

野志議長 2 番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは各担当部長から詳細にわたるご答弁をいただきまして、まことにありがとう

ございました。

18年度の決算から見た歳入の減収、また、不納欠損の処理について、また、歳出面における不用額の妥当性、本市の財政指標等の詳細にわたったご答弁をいただいて、おおむね理解をさせていただいたところでございます。やはり国の改革による影響は、財政の圧迫に年々その圧力を増してきている状況であり、自治体独自性を取り入れた今後の将来性を見据えた行財政の推進が求められているときではないかと思うところでございます。

歳入の根幹となす市税の収入の伸び悩みというのは、今後も長期にわたることが考えられ、歳入構造の上から継続的かつ根本的な課題と言わざるを得ないと思います。負担増を強いられている住民の多くは、税の納付に対する思いがますます行政への期待感を高めていく中で、優先順位を見きわめた各事業の執行や指定管理制度における民間委託の導入、組織機構の再編と住民サービスの向上へ、さらなる課題を乗り越えて市政運営に臨んでいただきたいと思うところであります。この現状下において、本市における平成20年度の予算編成に資する取り組みや方向性のご見解を市長にお伺いしておきたいと思います。

また、市内学校施設の耐震化率等々につきましては教育部長からご答弁をいただきましたように、本市の耐震化率は59.1%であると。今後、補強工事を要する校舎は市内で15棟あるということでございました。15棟という数を聞くと多いように思うわけですが、今ご説明ございましたように、各学校校舎の1棟というのは各校舎が増築や改築等につなが合わせているために、現状で見る校舎の数で判定するものではなくて、校舎の建築年次等によって棟の算出基準があるということになって、延べ15棟ということになっているということでございます。学校ごとで建築年月日、増築年月日が異なっているので、各校に補強工事をしなければいけない校舎のユニットといいますが、棟分け部分のところは15棟あるということで理解をいたしました。いずれにいたしましても、本市における耐震化率は全国、奈良県よりも高い比率で補強・改修工事が進んでおりますけど、今後も新市計画による事業の計画におくれることのないよう、耐震化100%の安全で安心な教育施設の構築を目指していただきたいと思いますものでございます。

ところで、教育施設という中には、市内には五つの小学校の附属幼稚園が併設されています。そのほとんどが平屋建ての建築構造ではありますが、この各幼稚園施設の耐震化につきましては現状どのような状況を把握されて、耐震対策をどのようなご見解をお持ちになっておられるか、これをお尋ねしておきたいと思います。

もう1点の市民相談の拡充につきましても、それぞれの所管の部長からご答弁をいただきました。市民の苦悩を取り除くセーフティーネットとして、相談窓口の強化を図っていただきたいと思いますのですが、多くの市民の声をお聞きしますと、やはり法律相談の相談時間が短いと申されておる方や、平日の開催時間帯では仕事を休んで受けることが、なかなか休みが思うようにとれなくて先延ばしになってしまっている。早く救済方法を求めたいところではあるが、事情によって困っている方もおるということでございます。

先ほどご答弁がございましたように、10月から中南和地区での法律センターの拡充ということでございますが、地域が広がることによりまして、より多くの相談者が訪れるよう

な状況になるということでは、なかなか相談予約も現状のようにとれないのではないかと
思うわけでございます。やはり居住地の近くで、できる限り早急な期間で相談できる体制
をとっていただけるような取り組みの拡充を求めていると思うわけであります。

消費者相談につきましてもご答弁がございましたように、県の相談窓口に行かれてる方
が267件もあるという実績には驚いたわけでございますが、また県内のほとんどの実施団
体が週に1回から2回、多いところではほぼ毎日、平日の毎日実施されてるということ
です。行政の規模の違いがあるとはいえ、現状、本市での月1回の開催ではやむを得ず県
まで相談に行く状況にあるということが、私はこの数字でも示されているように理解を
するわけでございます。

ところで、その消費相談を受けるに当たっての相談員さんの資格といいますか、弁護
士のような国家試験が要するのか、また、どのような基準を持って相談員になれるのか
というのをちょっとお尋ねしたいなと思います。また、相談員の現状の報酬額という
のはどのような形でお示しをいただいているのかというのを、ちょっとお尋ねを
しておきたいと思うわけでございます。

以上、再答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

野志議長 市長。

吉川市長 朝岡議員の再質問のお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、18年度の決算を踏まえまして、いろんな指標等、総務部長の方から説明が
あったわけでございます。そうした状況の中で、依然として三位一体の改革等の影響、
そういうものもございまして、大変これからもまだまだ厳しい状況が続くであろうとい
うふうに思う次第でございます。そういうふうな状況の中で、20年度の所見を求めら
れたわけでございます。今申しますようなそういうことを踏まえながら、いわゆる葛
城市が目指します計画をまいりました、そうした計画を年次的にうまくバランスよく
予算に反映をさせていきたいと、こういうふうに思う次第でございます。具体的
な事業の状況等につきましては、今それぞれの各担当の方で、いわゆる予算の方針に
従いまして、今、検討中であるわけでございます。

また一方では、今、政府の方のいろんな制度、そういうものも固まってきたところ
もあるわけでございますが、先日の新しく発足になります内閣の方におきましても、
いろんなことが今言われているところでございます。そうした中には、福祉面にか
かわります制度の改革のことも言われておりますし、少しまだ明確に方向が決ま
っておらないものもあるわけでございます。そういうことが、これから国の方で
示されていく、あるいはまた8月の概算要求は終わっているわけなんでござい
ますけれども、これから年末にかけても、政府予算の動向もよく見きわめな
ければならない、そういうことを逐一早く情報が得られるような担当課にも
督促をしているわけでございますけれども、そういうふうな状況の中で、皆
さんにご心配をかけないように、先ほど来申しております今の本市の財政状
況が悪化をしないように、そういう面にも心がけまして、20年度の予算編成に
当たっていきたく、現在のところそういうことでございますので、ご理解を
いただきたいと思います。

あとのことは担当の方から申し上げます。

野志議長 宮西部長。

宮西教育部長 朝岡議員の再質問、幼稚園施設の耐震化についてお答えいたしたいと思います。

平成19年4月1日の状況といたしまして、小学校附属幼稚園の耐震化率は42.9%となっております。市内幼稚園につきましては、耐震診断の調査対象となるものが7棟ございます。そのうち新耐震基準によるものが3棟、今後耐震診断の対象となるものが4棟でございます。内訳といたしまして、新庄幼稚園で2棟、新庄北幼稚園で1棟、磐城幼稚園で1棟で、いずれも施設は鉄骨造ということでございます。

昨年度、奈良県教育委員会の指導のもと、目視によりまず優先度調査を実施いたしました。それは主体構造である鉄骨の状況、鉄骨の腐食度なり座屈状況なり溶接の程度、また構造の安全性、落下物等に係る安全性について調査用紙に各状況を記入することで優先度調査指数が自動的に計算されるものでございます。その結果、調査対象の4件すべてが優先度5ランクあるわけでございますが、そのうちの4ランクという結果でございます。この数字につきましては大きい方が優先度が低い、遅くなるということでございます。ということで、5ランク中の4ランクという結果になったわけでございます。これら幼稚園園舎につきましても、今後、耐震診断を実施していかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

これで答弁といたします。

野志議長 石田部長。

石田産業建設部長 それでは、朝岡議員の再質問でございます消費生活相談の資格ということでございますけども、現在、消費生活相談員の資格を取るためには試験制度となっております。現在二つの団体において、この試験制度が行われております。

一つは消費生活相談専門員資格認定制度ということで、独立行政法人国民生活センターでこの認定制度が一つ行われております。それから、もう一つにつきましては消費生活アドバイザーというのがございまして、これにつきましては財団法人日本産業協会において資格試験を受けることができます。また、その試験の内容なんですけども、大きく分類いたしまして消費者問題、消費者のための行政法律知識、消費者のための経済知識、それから生活基礎知識といった内容の試験があるということでございます。

それから、現在、この生活相談員さんの報酬ということでございますけども、月額8,000円ということでお願いをしております。この8,000円という金額を決めたのは、平成17年度にこの制度を葛城市の方でも実施していこうということで行いまして、近隣、奈良県、実施されております市町村の金額をずっと確認をとりまして、この月額8,000円という金額を決めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

野志議長 2番、朝岡議員。

朝岡議員 それぞれの所管の方から、また再答弁をいただきました。

また、市長からも力強いご見解をお示しいただきましてありがとうございました。

引き続く市税の収入の伸び悩みに加えて、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や地方交付税の制度の見直しなど、歳入面における財政環境はますます厳しい状況が見込められるところではございますが、新市計画に基づく学校施設の耐震改修や新市における将来、ごみ焼却施設の問題、また尺土駅前広場、山麓地域の総合計画等、今後大きな事業計画の見直しも課題、そのようなことが強いられていることを想定されてる中で、合併特例債や有利な補助金事業の制度の獲得によって、新たな税財源の発掘や、また、創設に努めて、また、P F Iの導入などを視野に入れた民間企業との協働による事業の構築、限られた財源の効果的、重点的な配分について、今後大いに議論を交わしてまいりたいと思うところでございます。

さきの参議院選挙の与党の敗因と言われる改革路線を前に進めていくことによって生じたゆがみ、また痛みに対して、今後修正すべきところは政府の自公連立政権の協議の中で、具体的にできる方向性を臨んでいくという見解が示され、来年度予算要求の基本指針である骨太の方針の中身そのものについての修正も当然議論をされていくわけでございますが、特に地方自治体の主体性を強化するための一層の税源移譲や地方税の改革、地方交付税の見直し等による地方財源の確保等、現状地方が疲弊していく現実を見据えた上で、政策協議に少しは明るい期待が込められているわけでございます。

市長には今後、當麻庁舎を含めた市内公共施設の耐震対策や本市の将来を展望した、より計画的な行財政運営に努めていただくことを望んで願うところでございます。

また、先ほど来ございました教育施設の耐震化につきましても、幼稚園の施設の状況についてもお聞きいたしました。優先度調査ではランクの高いという結果が来ており、早急な状態ではないというご見解でございました。政府において、我が党が来年度概算要求での学校施設等耐震化促進における自治体の取り組みを後押しするために、安全・安心な学校づくり交付金の事業の創設等、文部科学省に強く求めてるところでございます。県の教育委員会等に働きかけ、有利な事業を模索しつつ耐震診断を図って、すべての教育施設の耐震化100%の完全実施を願うところでございます。

消費者相談についても相談員の資格をお尋ねし、また、相談員の資格についていろいろのご見解がございました。ある意味、有識者の人格を持つ方であればどなたでもできるんじゃないかということでございます。資格を持つ方は多くおられるんじゃないかと、このように推察をするわけでございますが、今後ぜひ来年度におきましては、少なくとも月2回の両庁舎における相談体制の確立を強く求めておきたいと思っております。

法律相談につきましても、さきに述べましたように、できれば開催の回数、相談時間、開催時間、また日祭日を考慮した拡充を再度ご検討願いたいところでございます。

今後にとりましても、市民にとって安全な安心のまちづくりに取り組んでいただくことを望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

野志議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時55分

再 開 午後4時15分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、川西茂一君の発言を許します。

川西議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

公明党の川西茂一でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

11日に通告書を提出しております内容に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、ジェネリック医薬品、これは皆様もご存じの後発医薬品でございます。これの啓発について、再度質問させていただきたいと思います。

昨年9月の本会議で、また、本年の3月の本会議におきましても質問をさせていただいております。担当部長からは住民の方々の意向を基本としながらも、県や医師会の指導を仰ぎながら、今後普及のための啓発に努めてまいりたいとのご答弁をいただいております。また、市長からは医療費の抑制のため、医師会ともよく協議をしながら努力してまいりたいとのご答弁をいただいております。6月号の広報かつらぎで、最近の話題としてジェネリック医薬品の紹介をされております。医療費削減に向けての努力をされていることは大変評価できます。

4月22日の読売新聞1面に、厚生労働省方針としてこのように載っておりました。医療費抑制のため後発医薬品使用を優先し、2008年度より新薬を選ぶ場合は処方せんに理由を明記すること、これを求める方向で検討するとのことでした。これはふえ続ける医療費を少しでも抑制したいというねらいだということが記事に載っておりました。本市も医療費の抑制には全力で取り組んでいくべきであると考えます。医師会とも協議されていることと思います。その内容について、また、市内の各医院に啓発のポスターの掲示もしていただくよう質問しております。その後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、災害時の対策についてお伺いいたします。

7月17日、深夜から早朝にかけて本市を襲った集中豪雨のため、予期していない地域で洪水が発生しました。区長を初め、関係各位の皆様方のご尽力のおかげで被害を最小限に食い止めることができました。改めて敬意を表します。翌日ですが、浸水しました地域をお見舞いに参りましたときに、行政の対応について厳しいご意見を受けました。現場にすぐ駆けつけて対応することが一番大切なことです。しかし、葛城市地域防災計画の第3節に、台風・大雨による浸水の予防また対策を見ても、担当課が建設課、農林商工課、総務部となっております。合併をして地域も広がっております。現状の担当課だけでは無理があると考えますが、今後の体制についてお伺いいたします。

この件につきまして、私も深く反省をしております。少し離れた川が氾らんしていたにもかかわらず、知らなかった状況です。連絡体制をとれるように、副議長を通じて議会事務局に要望しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

先日、當麻文化会館で行われました葛城市防災講演会、これに参加をしまして、改めて地域の防災力の大切さを感じてまいりました。本市の自主防災の現状についてお伺いいたします。

また、10月1日よりスタートいたします緊急地震速報について、どのような対応を考えておられるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

最後になります。葛城号、ミニバスの利用状況についてお伺いしたいと思います。

4月より待望でありましたミニバスが運行され、多くの市民の方々が利用されていると思いますが、どのような状況になっているのかお伺いさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

なお、再質問は自席よりさせていただきます。

野志議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 それでは、8番、川西議員より3月議会におきまして一般質問されておりますジェネリック医薬品の啓発に対するその後の進捗状況についてのご質問をいただいております。

その普及につきましては、先発医薬品とジェネリック医薬品の利用度の取り扱いを啓発を勧めるための内容等につきまして、市医師会の先生方の指導を仰ぎながら、先ほどご披露いただきましたように広報6月号のかつらぎ、ジェネリック医薬品のメリットにつきまして掲載させていただいたところでございます。

このジェネリック医薬品に対します普及率でございますが、2004年度の国内におけますジェネリック医薬品のシェアにつきましては16.8%で、アメリカでの56%、イギリスでの49%に比べるとまだまだ低く、処方する医師や患者の一部によりまして品質の不安が残ることが、その辺が背景にあるのが現状であるというふうに考えておるわけでございます。厚生労働省ではジェネリック医薬品の数量シェアを2012年度までに30%にする目標を掲げまして、この目標を達成いたしますと、医療費に対します国庫負担を年間200億円程度でございまして、削減できるとの試算をされておるわけでございます。ジェネリック医薬品の普及に大きな期待が寄せられているところでございます。

そうした中で、現在、医師が患者に薬を処方する場合でございます。これまでは新薬の処方標準だったものを、ジェネリック医薬品の普及をさらに促進するために、来年度からジェネリック医薬品を優先する方向での実施を目指しまして、処方せんの様式を変更するとともに、後発医薬品の品質情報検討会を新機関といたしまして設置されまして、検討を進められる。なおかつ品質の管理や検証が行われることとなっておりますわけでございます。

以上によりまして、来年度からは医療に対する抜本的な改革とあわせまして、医療にかかわる診療報酬体系の大幅な見直しのことも見込まれるようでございます。葛城市といたしましても国の動向を見据えながら、市医師会とともにより一層の医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

野志議長 大武部長。

大武総務部長 続きまして、8番、川西議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、災害時に係る行政の取り組みという点でございます。ご承知のように7月16日の深夜から17日の早朝にかけての大雨につきましては、約3時間半の間で123ミリを記

録すると、こういった例のない局地的な集中豪雨が発生をいたしました。市内におきましては、ご存じのように床上浸水が4戸、床下浸水が63戸、その他道路、河川、農地等にも被害が発生したところでございます。

当日の雨量につきましては、17日の日最大1時間降水量、これが50ミリということでございまして、葛城市におけます気象庁の観測がされておりますけども、この26年間の観測史上で2位という量を記録しております。また、前日の16日の同じく日最大1時間降水量、これは38ミリということでございまして、これも観測史上7位というふうな記録でございます。したがって、今まで経験がなかったような局地的な集中豪雨、いわゆる短時間で発生したというふうな状況であったというふうと考えております。

雨の方でございしますが、16日の午後10時半ごろから降り始めまして、1時間後の午後11時30分には総雨量が25ミリになっております。また、1時間半後の午前0時には、総雨量が50ミリというふうになっておるわけでございます。市の対応といたしましては、17日の午前0時6分に気象庁より大雨洪水警報が発令をされております。また、午前0時15分に奈良県の防災行政無線によりまして、新庄庁舎の宿直者に警報が伝えられております。宿直者は直ちに災害の関係職員の自宅に連絡を入れまして、職員の招集連絡を行っております。午前0時30分ごろに災害の警戒本部、いわゆる災害対策本部の前の警戒段階でございます。災害警戒本部を設置いたしまして、初動体制をとったところでございます。

今回は短時間での局地的な豪雨でございまして、実際の雨量から考えますと大雨洪水警報の発令が遅くなったために、職員の招集についても連動しておくれたというふうに反省をいたしております。この災害を経験いたしまして、消防本部と総務財政課の職員で編成をいたしております防災の検討部会、これがございます。これの10人と、産業建設部長、都市整備部長、水道局長の合わせて13人によりまして、反省点、改善点など、約60項目ほど洗い出しをいたしまして、その項目につきまして順次、検討を重ねているところでございます。

現在までに改善いたしましたのは職員の招集基準でございまして、職員の招集基準につきましては気象警報が発令後というふうな状況となっておりますけども、新たに消防署にございます気象観測システムの雨量計が1時間で20ミリを記録するか、あるいは総雨量が80ミリを記録したときと、これを追加して招集するというふうな体制を既にとらせていただいております。いわゆる警報が出なくても、現状の雨量によりまして招集するというふうな体制と改めております。この基準で7月の大雨に当てはめて、例えば運用したということになりますと、警報を基準とするよりも1時間も早く職員の招集体制がとれるというふうなことでございます。これは現実に、もう運用をいたしておる項目でございます。

また、その他検討課題が残っておりますけども、これにつきましても今後できるだけ早急に改善を行いまして、本年度、あるいは次年度に策定を予定しております。葛城市の地震防災対策アクションプログラム、いわゆる本市の防災連絡体制とか具体的な対応を定める計画でございまして、この計画の中にも改善点を生かしていきたいというふうに考えております。

それから、ご質問の中では、災害の招集につきまして人数がちょっと少なかったのではというふうなご質問でございますけども、当日は災害警戒本部という形の中で、約40名ほどの職員が出動いたしております。そういった中で拡大時の対応をさせていただいたということでございます。

次に、自主防災ということでございますけども、これにつきましては大地震時のときには消防などの公的機関の対応する能力には限界があるということでございます。したがって、災害の弱者を救護して、あるいは被害を軽減させるということのためには、自助・共助などによります、いわゆる地域の防災力、地域住民の方々の防災力というのが必要不可欠でございます。このようなことから、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づきます自主的な防災組織の設立に向けまして、昨年度各大字に説明に上がらせていただいております。現在では20の防災組織が結成をいただいております。この防災組織では日々の防災訓練など、地域の防災意識の高揚に向けての取り組みを進めていただいております。また、その他のまだ結成していただけてない自治会におきまして、現在、設立に向けてのご検討を進めていただいております。こういうふうに思います。市といたしましては、これからも引き続き消防団、あるいは消防本部等と連携をとりながら、市民の皆様の防災意識の高揚を図ってまいりたいと、こういうふう考えております。

最後に、緊急地震速報でございます。

緊急地震速報は気象庁が今、10月1日から行うものでございます。いわゆる地震が起こりまして、その場合に震源に近い観測点、全国に1,000カ所あるようでございます。そこでとらえられた、いわゆる地震波を分析処理いたしまして、瞬時に震源の位置、それと地震の規模、マグニチュードでございますけども、これを特定いたしまして、これらをもとに各地の地震の、いわゆる主要動の到達時間及びその震度を推定いたします。そして、そういうことを、被害をもたらす主要動が到達する前に、これらを知らせるといったものでございます。最大震度5弱以上と推定した地震の際に、震度4以上の地域の名前を知らせると、こういうことになっております。この情報については、来月10月1日からNHKのテレビ・ラジオ等で放送されるという状態となっております。

また、気象庁から受けた速報など、人工衛星を利用いたしまして、いわゆる地方公共団体に送信して、市の防災行政無線等で市民に瞬時に知らせることができると、こういったものが消防庁の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと申しますけども、こういうものがございます。このシステムにつきましては、葛城市のいわゆる有線と無線がまだ一本化されておりませんので、そういったことでちょっと難点があるということ。また、市民への事前への通知、周知を徹底いたしませんと、市民の方がパニックになるというふうなこともございますので、こういった緊急地震速報のまだ制度にも問題があるということも言われております。全国の自治体におきまして、導入につきましてはそれぞれ温度差がまだございます。市といたしましては、今後県内各市の状況も見守りながら検討、あるいは研究を進めさせていただきたいと、こういうふう考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

野志議長 米田部長。

米田企画部長 8番、川西議員の市内公共バスの利用状況についてお答えをしたいと思います。

葛城市公共バスは平成17年10月に葛城号の運行開始以来、市内を南北に通る県道御所・香芝線を中心に、葛城市の公共施設間の連絡バスとの位置づけにより、7カ所の停留所で本年3月末まで運行を行ってまいりました。この間、市民の皆様からさまざまなご意見をいただき、特に公共施設のない地域の市民の方々から利用しづらい旨の意見が多数寄せられ、運行ルートや停留所について、より利用していただきやすいよう模索し、検討を重ねて、本年の4月から葛城号の停留所を13カ所に増設して、あわせてミニバスを新たに運行開始したところであります。

この新しいルート設定に当たっては、既設の葛城号を基幹路線と位置づけ、新たにミニバスを導入し、多くの方に利用していただくことを前提に、各大字便利のよい場所に停留所を設け、新庄庁舎前、もしくはいきいきセンター前で葛城号に接続するように設定をいたしました。あわせて社会福祉協議会の協力を得て、ゆうあいステーション利用者の方々の送迎用として運行していたゆうあいバスをミニバスと同様の考え方とし、いずれの停留所でも自由に乗りおりできるようになり、葛城号には當麻庁舎、もしくはゆうあいステーションで接続するように設定をいたしております。

このバスの運行時刻の設定に当たってはバスの保有台数や配車時間、道路条件によるルート選定等を考慮しながら、バス相互の乗り継ぎ、公共施設の開館時間、運転手の休憩時間の確保、既設の奈良交通路線のバスの運行時刻との接近を避けること等の制約を前提に設定したものであります。

葛城号の運行開始の平成17年10月から19年3月までの乗車人員は、1日5往復の運行で延べ1万7,357人、1日当たり平均で38.2人。本年4月から8月末までの乗車人員は1日4往復の運行で、延べ4,646人、1日当たり平均35.2。ミニバスにつきましては2,344人、1日当たり平均22.1人で、ゆうあいバスにつきましては本年4月から8月末までで8,153人、1日当たり62.2人の方に利用していただいております。

以上でございます。

野志議長 川西議員。

川西議員 各担当部長よりご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ジェネリック医薬品の啓発につきましてもご答弁をいただきました。先ほど質問の中、また部長のご答弁でもありましたように、厚生労働省も来年度から制度を変更して医療費削減に取り組むという姿勢をあらわしております。どうかひとつ市民の方々にもご理解をしていただく努力、これは先ほど申し上げましたけども、広報に掲載するとか、またいろんな機会を通じて今後も続けていただくことを再度お願いしておきたい、このように思います。

この保険制度は本当に皆保険制度と言われまして、世界に誇れる制度であるというふうに私も思います。特に健康保険制度は重要であると考えますが、この制度も市民の方々の

保険料の納付があってこそ成り立つ制度です。18年度の決算の中にも不納欠損額、また収入未済額が計上されております。高齢化が進むにつれて負担も多くなってまいります。今後の大きな課題になると思います。収納課の方にはご苦勞をおかけしますが、今一層のご努力をお願い申し上げたい、このように思います。

なお、この件に関しての再答弁は結構です。

次に、災害時の対策について、また自主防災の現状について、担当部長よりご答弁をいただきました。本当にこの短時間の大雨、もう集中豪雨というのは最近あちこちで起こっていると思います。気象状況の変化等によって本当にこれはこれからもまた考えておかないといけない問題であると思うんですが、ここで改めてその自主防災の大切さということを感じました。また、部長もおっしゃってましたけども、自助・共助・公助、この三つの必要性も強く感じた次第でございます。自主防災の本市の現状というのは20カ大字が既に組織を結成されてるとのことです。まだほんの立ち上げられてから余り日数もたっていない中、大変に努力をされてるということ、これも大いに評価できる問題であると思います。

もう少し自主防災について意見を述べさせていただきたいと思うんですが、災害はいつ何どき起こるか、これは予測ができません。男性がおられることを想定して自主防災組織が結成されているのが現状ではないかと思いますが、女性に加わっていただくこと、また、女性の視点での意見を聞くこと、これも非常に必要ではないかと思います。よく言われていることですが、いざというときは女性は非常に強いです。どのようなお考えを持っていられるのか、お伺いいたしたいと思います。

また、企業とか事業所の連携も大事ではないかと思います。協力をお願い等をされているのか、この点もお伺いいたします。

また、救援活動について、どのような資機材、これを各地元では常備されているのか、この点もお伺いします。

また、このことに対する市からの財政的な支援はどのようになっているのか、この点もお伺いをさせていただきたいと思います。

緊急地震速報についてもご答弁をいただきました。10月1日ということですから、ほんの身近なんですけども、今後の課題ということでご答弁をいただきました。いろいろと方策を講じながら、やはり市民の安全確保に早急に取り組んでいただくことを要望いたしておきます。

葛城号、ミニバスについてもご答弁をいただきました。高齢者の方、また車が運転できない方と、大変に喜ばれておるのが現状であるというふうに思います。今後の課題として、もっと便利に利用できないかとの声も多くお聞きをしております。例えば運行コース、時間帯などを利用者の意見も聞いて、変更すべきところは今後考えていただきたい、このように思っております。

また、今後の課題としまして、全国でもぼちぼちとやっておるんですけども、デマンド方式、要するに要望式のバス、この運行も考える必要があると思います。どのようにお考えになっておられるのか、担当部長にお伺いいたしたいと思います。

またもう1点、福祉総合ステーションで行われてる事業の件です。

これは高齢者を対象とした温水プールトレーニング等なんですけども、その他の事業は定員も限られてる上に、市内全域から参加されているのが実情であると思います。これは申し込みを受け付けてから行う事業ですので、どの地域から参加されているのかもわかると思います。特に福祉総合ステーションに行くのには、車のない方というのは大変交通量も多くて不便な点があります。何力所かの集合場所を決めて、ゆうあいバスで送迎はできないものでしょうか。この点を担当部長にお伺いしたいと思います。

再質問は以上です。

野志議長 大武部長。

大武総務部長 8番、川西議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

3点、私の関係でご質問いただいたわけでございます。

まず、1点目の自主防災組織の中で、いわゆる女性の役割、立場、位置づけ等でございますけども、現在20の自主防災組織が結成いただいておりますけども、自主防災組織を結成いただきました場合には市長に対して結成届けというのを提出いただいております。その結成届けの中に防災組織の組織、何々班、何々班というふうな組織が、それぞれの組織によって違うわけでございます。またその組織とか、あるいは役員の連絡体制、それから防災の計画というふうな、いろいろ詳細な書類を出していただいております。その結成届けの中を拝見させていただきまして、いわゆる結成の方法でございますけども、各大字にはそれぞれの各種団体がございまして、その各種団体を防災組織の班編制に割り当てをいただいておりますというのがほとんどでございます。したがって、PTAさんであるとか婦人会さんであるとか、あるいは子供会、育成会さん、こういうふうな団体の方が救出救護班に入っておられるとか、給食給水班に入っておられるとか、こういうふうな内容で組織をいただいておりますので、その方におきましても十分この組織の中でご活躍願えるのではないかなというふうに考えております。

2点目のご質問でございます。企業とか、いわゆる市内の事業所があるわけでございますけども、この場合の災害時の協力体制はどうなっているかというふうなことでございます。

現在、具体的に企業、あるいはそういう事業所の方と災害の応援協定というのは現在は結んでおりませんけども、この点につきましても内部的にも十分検討をいただきまして、ご検討いただける部分があれば、市内の企業や事業所に対しまして積極的にご協力の方をお願い申し上げていきたいなと、こういうふうに考えております。

最後に、自主防災組織等におけます、いわゆる防災資機材の関係でございます。

現在は各大字、あるいは防災組織の方に補助金として出していただいておりますのは、安全・安心のまちづくり補助金ということで、防犯とか、あるいは防災関係、これにつきまして各大字の世帯数に応じまして5万円、10万円、16万円という3段階の補助金をとらせていただいております。現在、この補助金によりまして、そういったいわゆる防災の資機材等の整備にもお使いいただけたらなというふうに考えております。今後、こういった

支援につきましても十分検討させていただきたいなと、こういうふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

野志議長 米田部長。

米田企画部長 川西議員の再質問にお答えをしたいと思います。

葛城号、ミニバスにつきましては、先ほど述べました保有台数、配車、乗車時間、道路条件等の諸条件から多くの方々の要望について、必ずしもすべてにおこたえできないことも考えられてます。今後ともより多くの方に利用していただけるよう、運行ルート、時間、また停留所位置につきましても、より効果的になるよう検討してまいりたいと思います。また、可能であるならば、それぞれの施設の事業をバスの運行時刻にあわせて開催することも検討してまいりたいと存じます。

また、ご指摘いただきました乗りたいときにあらかじめ電話で予約いただき、乗り合いタクシー方式でそれぞれの目的地まで送迎するデマンド方式のバスであります。市内を複数のゾーンに区分して、おおむね乗客それぞれの希望する時間帯で配車しようとするならば、バスが複数台数必要であると考えられることから現在は考えておりません。今後の運行内容の改正の検討資料の一つとして考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

野志議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 ただいま 8 番、川西議員の方から再質問の中でご質問いただきました。その内容につきましては高齢者事業の中で送迎を何らかの形でできないかというご質問でございました。

現在、高齢福祉課の介護保険事業の中で取り組んでおります地域支援事業の中で、特に介護予防事業という形で現在取り組んでおるところでございます。その中で包括支援センターの方から社会福祉協議会に委託事業として、現在事業展開をさせていただいておるわけでございます。その中に大きく 2 点にわたって分けて事業展開をさせていただいております。

まず、1 点は介護予防特定者の対策事業ということで、特定高齢者の運動機能教室ということで予防事業、機能教室という形でやっております。この方々につきましては、介護保険法の中で特定者という認定をする中で、特に 5 項目の中で 3 項目に対しまして、身体的機能の低下のある方を対象にしてピックアップさせていただいて、事業参加を願っておるわけでございます。この分につきましては送迎をさせていただいて、現在実施をさせていただいておるところでございます。

もう一つは、これも 65 歳以上の比較的元気な方を対象にした中で、介護予防の一般高齢者の施策という形で事業展開をさせていただいておるわけでございます。この分につきましては送迎をかましておらないという状況があるわけでございます。ご質問の中で、そういうところからそういうご意見もいただいておりますんじゃないかなと、こういう思いをいた

します。この分につきましては、先ほど企画部長の方からも答弁ございましたように、今後のルートの見直し、あるいは時間的な見直しということの答弁も検討という形でいただいております。そうしたこともあわせまして、今後のこの事業展開についてもあわせて検討してまいりたいと、このように思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

野志議長 8番、川西議員。

川西議員 各担当部長より再質問に対するご答弁をいただきましてありがとうございました。

今の福祉総合ステーションで行われております65歳以上の介護予防の教室についても、今も部長もおっしゃってましたけども、これは市民の方からのご意見をいただきました。本当に小さな問題かもしれませんが、やはり行政が努力してできるということから、市民へのサービスを充実すべきではないかと、このように考えております。どうかひとついろいろとご検討願って、早急に実施していただくことを強く要望いたしたいと思います。

また、先ほど大武部長の方からいただきました救援活動のときの資機材についてでございますが、倒壊した家屋とか家ですね。こういったときの人を助けるのには、素手では私は無理があると思います。やはりまた限度もあると思います。農業を営んでらっしゃる家であればそれなりの道具もあるかと思いますが、そうでない家にはそういった道具等ありません。そういった意味からも資機材ということを考えておるんですけども、実は隣の香芝市で地域ごとに既に実施されてることとしまして、防災グッズというのを設置されております。この防災グッズの中にはジャッキとかバール、またのこぎり、スコップ、ハンマー等が入って、セットになっております。いざというときには大変に役立つと思うんです。そういった点で、本市も今後の課題として検討していただくことを要望しておきたいと思います。

京都大学の防災研究所の林春男教授という方は、地域の防災の大切なこと、このように語られております。地域に被害抑止という軽減力について、このことについて述べられておるんですけども、その中で防災には二つの目的があると、このようにおっしゃってます。その第一の目的というのは、被害を出さないようにすることである、これがすべてですというふうにおっしゃってます。それを被害抑止と呼んでおるそうなんですけども、被害抑止力を高めるということというのが、まず防災にとって第一の目標である、こういうふうにおっしゃってます。

本市におきまして耐震診断、これが自己負担1万円でできる制度ができました。これにこれから先として、耐震改修の助成金制度、このことについても今後の課題であると考えます。このことも早急の課題として検討していただきたいと思います。

第二の目的としまして、被害軽減力を高めると。万が一、被害が起きたとしても、それを素早く片づけて、いち早く復旧・復興ができるようにする、そういう力を持っていくことであるというふうに話されております。そのためには地域防災力が大変に重要です。地震が発生してから15分以内で命をなくされる方が90%を超えているそうです。また、最初の10時間というのは、自分たちだけで命を守らなければなりません。改めて地域防災、また自主防災の大切さを考えさせられております。本市の自主防災計画が策定されているの

が20カ大字というふうにお聞きしました。

先日行われました當麻文化センターでの講演会の終わりに、新町の区長が新町地域の自主防災についての発表をされました。住民の方々を小さなグループに分け、責任者を決め、また井戸がどこにあるのかもチェックをされ、非常に細かいところまで調べて防災計画を立てておられました。これは非常にすばらしい内容であるというふうに感じました。防災計画を立てる上においての参考にさせていただきたい、このように思います。

最後になりますが、新しい総理大臣も誕生いたしました。公明党は平和の党、また福祉の党、庶民の党です。どこまでも庶民の側、また中小零細企業の側、地域で困っている弱い人の立場に立ち、与党の中では自民党に対してより強く、よりはっきりと意見を言い、実行してまいりたい、このように決意をしております。特に高齢者医療費負担の凍結、また児童扶養手当の維持、障害者自立支援法の抜本的見直し等、強く訴えてまいりたい、このように考えております。今後も住民の皆様の声を政治に反映させるために全力で頑張つてまいります。これからも公明党に力強いご支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上です。

野志議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、あす28日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時56分